

第8期新城市高齢者福祉計画 (令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
新城市

目次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 2 |
| 3 計画の期間..... | 3 |
| 4 計画の推進..... | 3 |
| 5 第7期新城市高齢者福祉計画の振り返り..... | 4 |
| 6 第8期計画に向けた重点課題の抽出..... | 7 |
| | |
| 第2章 基本理念と基本目標 | 8 |
| 1 基本理念..... | 8 |
| 2 基本目標..... | 9 |
| 3 日常生活圏域..... | 10 |
| | |
| 第3章 基本施策の展開 | 11 |
| 基本目標1. 高齢者が元気に社会参加できるまち..... | 12 |
| 1 介護予防・フレイル対策の推進..... | 12 |
| 2 自立支援活動の推進..... | 16 |
| 3 はつらつ世代の支援..... | 20 |
| | |
| 基本目標2. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち..... | 25 |
| 1 在宅医療・介護連携の推進..... | 25 |
| 2 認知症施策の推進..... | 29 |
| 3 家族介護者支援の推進..... | 33 |
| | |
| 基本目標3. 安心して暮らし続けられるまち..... | 35 |
| 1 生活支援体制整備の推進..... | 35 |
| 2 サービス基盤の充実..... | 44 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 資料編 | 47 |
| 1 介護保険事業計画（東三河広域連合第8期介護保険事業計画抜粋） | 47 |
| 2 第8期介護保険事業計画の基本指針（国） | 59 |
| 3 新都市の現状と将来予測 | 60 |
| 4 高齢者等実態把握調査結果 | 70 |
| 5 高齢者福祉に関するアンケート調査 | 80 |
| 6 用語解説 | 86 |
| 7 新都市高齢者福祉計画策定の体制 | 93 |

注1 本文中「※」印の表示について

専門的な用語の解説は、資料編「6 用語解説」を参照してください

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和元年10月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%と過去最高になっています。高齢者数は令和24年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

また、平均寿命が延びている一方で、介護が必要な期間が延びていることから、最期まで自立した生活ができるよう、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延ばしていくことが求められています。平成12年4月からは介護保険制度が始まり、家族だけで介護を行うのではなく、社会全体で支え合う仕組みとして定着しました。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がってきました。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症^{*}高齢者の増加、介護者の負担増加や介護に伴い離職せざるを得ない方の増加、高齢者虐待発生などの問題が顕著になってきました。

そのため、さらに高齢化が進んでも、最期まで住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援^{*}などの福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステム^{*}の構築を目標に、各地域において地域支援事業^{*}を進めています。

そして、その先には、8050世帯^{*}や介護と育児が同時期に発生するダブルケアのように一つの世帯で複数の課題が存在したり、ごみ屋敷など課題を抱えた世帯が地域から孤立している状態など、地域住民の抱える問題が複雑化する中で、これらのニーズ^{*}に対応する高齢者、障がい者や生活困窮者といった枠組を超えた包括的な支援体制の確立が急務です。地域住民や各種団体・組織などの多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいや地域をともに創っていく「地域共生社会^{*}」の実現が求められています。

新城市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「新城市高齢者福祉計画」を策定しています。令和2年度には、第7期新城市高齢者福祉計画（現計画）の計画期間が終了することから、団塊の世代^{*}が75歳になる令和7（2025）年を見据え、国の第8期の基本指針や県の

動向を踏まえつつ、現計画の施策の実施状況や効果を検証した上で、計画の見直しを行いました。現計画期間である平成30年4月からは、東三河8市町村による介護保険事業を東三河広域連合に統合し、様々な事業を展開しています。しかし、東三河広域連合の構成市町村の中でも、都市部の豊橋や豊川などの南部圏域^{*}と中山間地域の新城や北設の北部圏域^{*}では高齢化率や世帯構成に違いがあり、介護サービス事業所の充足率にも差があることから、介護サービスの利用に違いが出ています。

新城市は、平成12年に、全国平均より速いスピードで超高齢社会^{*}に突入しています。すべての人が住み慣れた地域で安心して生活し、誰ひとり取り残されることがないように、「ふつうの（ふ）くらしの（く）しあわせ（し）」を実現し、可能な限り自分の望む生活を続けるためには、その人自身の努力と周りの方の協力、地域とのつながりや関係者・多職種にわたる専門職の支援、行政の生活基盤の整備など、幅広い対応が必要です。

本計画では、東三河広域連合が策定する第8期介護保険事業計画を踏まえつつ、当市の状況に合わせた様々な福祉・生活支援サービスも含めた新城市版地域包括ケアシステムの推進を目指します。

注2 東三河広域連合第8期介護保険事業計画（抜粋）は資料編「1」に掲載しています。

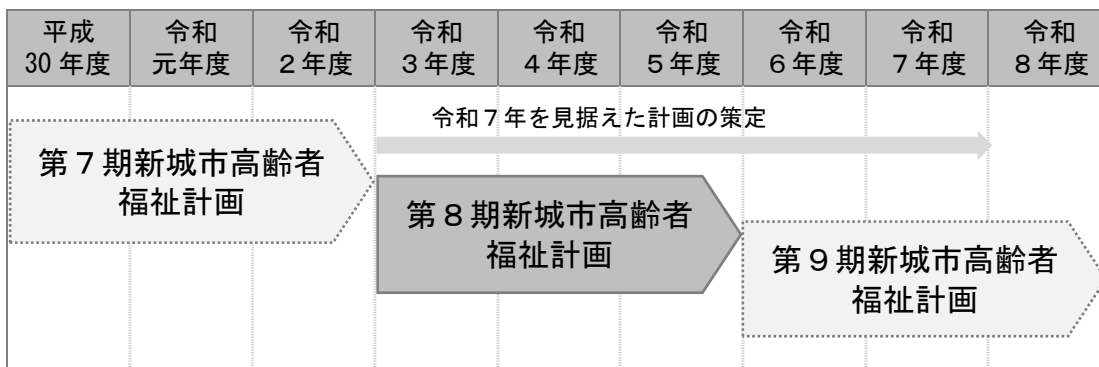
2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき策定するものであり、介護保険法（平成9年法律123号）第117条の規定に基づき、東三河広域連合が策定する「介護保険事業計画」と一体性を持ちながら策定します。

また、「新城市地域福祉計画」の理念をベースとして、各福祉分野の計画等とも整合性を図り、高齢者の地域生活を支援する指針とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



4 計画の推進

第8期計画の目標設定や進行管理、評価等について情報公開し、継続的に市民や関係機関からのニーズを把握します。また、国・県等や東三河広域連合との情報共有及び連携強化を図りながら、各施策を推進します。

5 第7期新城市高齢者福祉計画の振り返り

第8期計画を策定するにあたり、第7期計画に掲げた3つの柱について、事業及び取組の実施状況を確認し、課題を整理しました。

基本目標1. 高齢者が元気で、社会参加できるまち

いつまでも元気に過ごすことができ、自立して生活、社会参加ができるまちづくりを目指しました。

- ・健康相談や健康教室については、疾病等の健康管理についての相談や、運動、栄養、口腔^{*}、認知などの介護予防に関する健康教育を行いました。(P13)
- ・介護予防教室については、毎年1,000人以上の方が参加しました。(P14)
- ・高齢者生きがい活動支援通所事業(ミニデイサービス)^{*}については、地域の状況に応じ、工夫を凝らした取り組みを実施しました。参加者が増え、事業が地域に定着しましたが、後継者不足など新たな課題が出てきました。(P15)
- ・友愛訪問については、民生委員等を通して支援の必要な方の情報を得て、ボランティア団体により、ひとり暮らし高齢者世帯に対して月1回以上の訪問を行いました。(P18)
- ・地域活動への参加促進として、老人福祉センターなどの高齢者福祉施設の運営やボランティア活動への支援を行い、生きがいや社会活動の推進を支援しました。(P21~24)

注3 事業の取組の詳細は、各参照ページで確認できます。

第7期計画の実施状況をふまえた第8期計画に向けた課題

- ・運動、栄養、口腔、認知等の生活機能の低下に対しては、医師会、歯科医師会をはじめとして多職種で連携した取組が必要です。
- ・要介護状態^{*}になるおそれのある高齢者に対しては、その前の段階から、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防サービスが必要です。
- ・効果的な介護予防事業の実施や自立した生活を確保するための支援の継続が必要です。
- ・元気な高齢者の生きがいづくりのひとつとして地域活動や生活支援の担い手として参加を呼びかけることで、地域の活性化、高齢者の生活の質の向上につながることも重要です。

基本目標 2. 高齢者の自立と自己決定を尊重するまち

地域の中で高齢者が尊重され、尊厳を持って自らの意思や能力に応じて生活し、自分らしい生活を送り、自らサービスを選択・決定できるまちづくりを進めました。

- ・高齢者能力活用推進事業については、シルバー人材センター*の会員が増加傾向にあり、就労だけでなく、生きがい活動にも力を入れています。また、シルバー派遣事業については、派遣先事業所の開拓を進め、受注及び契約に結びつけ会員派遣の増加を図りました。(P 22・23)
- ・高齢者福祉タクシー・介護タクシー・福祉有償運送*等、様々な移動手段の料金を助成することで、高齢者の通院等、外出の促進を図りました。(P 40)
- ・ひとり暮らしや高齢者夫婦等の世帯に対し、安否確認や低栄養改善など、さまざまな福祉サービスを実施しました。(P 39～43)

第7期計画の実施状況をふまえた第8期計画に向けた課題

- ・高齢者の経験や技術の有効活用を図るとともに、お互いに支え合う地域社会を目指して社会参加する場や仕組みを検討します。
- ・自立した生活を送るための生活支援体制の整備を継続します。

基本目標 3. 安心して暮らし続けられるまち

加齢等により心身の機能が低下しても、地域の人々との連携や支え合いと、介護保険サービスやその他の福祉サービスの活用で、安心して生活できるまちづくりを進めてきました。

- ・地域包括支援センター[※]では、介護・医療・福祉の各専門職員が様々な相談に対応し、適切なアドバイスを行いました。(P 3 6)
- ・高齢者ふれあい相談センター[※]では、各日常生活圏域[※]での身近な相談が寄せられ、地域包括支援センターのランチ[※]機能と併せ、早期対応を行いました。(P 3 6)
- ・成年後見制度[※]利用支援事業については、制度の申し立てに関する支援や相談を行いました。(P 3 7)
- ・地域の医療・介護の資源の把握については、市内の医療機関、歯科、薬局、介護事業所を半年毎に確認し、ガイド化して各所に配布しました。(P 2 6)
- ・認知症サポーター[※]養成講座や認知症初期集中支援事業を実施することで、認知症について幅広く理解を深めてもらいました。(P 3 0・3 1)
- ・認知症介護者に、座談会や介護者のリフレッシュを目的に、交流会を月 1 回実施しました。(P 3 1)
- ・高齢者見守りネットワークや徘徊高齢者見守り SOS ネットワークなど、多くの方々により構成された高齢者の安心を守るネットワークを充実させました。(P 3 1)

第 7 期計画の実施状況をふまえた第 8 期計画に向けた課題

- ・認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、認知症予防を中心とした介護予防事業や公的サービス以外にも、地域住民や地域の支援組織、関係者と協力した支援体制が必要であることから、それを実現するために、チームオレンジ[※]の設立に向け、認知症サポーター養成講座の開催に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯が増加していることから、今後も災害時等には、それらの世帯に対しきめ細かな支援が必要となります。日ごろから地域において、見守りネットワーク等の支援体制をさらに強化していく必要があります。

6 第8期計画に向けた重点課題の抽出

第7期新城市高齢者福祉計画の振り返りと、社会情勢や東三河広域連合全体の課題から、第8期計画に向けた重点課題を以下のとおり整理しました。

重点課題1「地域との連携」

「木曜塾」をはじめとした介護予防教室の実施について、引き続きフレイル[※]予防に努め充実させます。なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の予防対策をしっかりと図りながら実施していきます。

また、高齢者の孤立化を防止するために、地域とのつながりを強化することが重要です。そのため、住民主体によるミニデイサービスの実施を推進します。

介護予防教室等への男性の参加者が少ないことから、より多くの方が参加できる取り組みが必要です。担い手も高齢化しており、継続して実施できるような支援体制が課題です。高齢者が生きがいを持って社会参加、地域参加ができるよう、はつらつ世代[※]の支援をしていきます。

重点課題2「医療・介護連携と認知症予防」

認知症の初期の段階から適切な支援機関に結びつけるため、認知症初期集中支援チーム[※]を立ち上げていますが、早期発見・早期診断・早期支援機能につなげるために、さらなる支援の充実が必要です。併せて、一人暮らしの認知症の方などに対して地域の見守り体制の強化を図っていくことが課題です。

そのためにも、在宅医療・介護連携の相談窓口の周知について更に強化するとともに、介護者の支援体制も充実していく必要があります。

重点課題3「安心安全な生活の保障」

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくためには、地域包括支援センターなどの相談体制の充実や住民への適切な情報提供が必要です。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対する家族の介護力には限界があることから、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、住民主体の身近な助け合い体制や、孤立化を防止するための見守り等に取り組み、さらに地域の新たな資源を探し、生活支援体制整備を図っていくことも必要です。今後、ますます増加していく支援ニーズに対応するため、体制や機能の強化が必要です。

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、心安らぐ生活をするためには、誰もが互いに尊重し合い、ともに支え合う地域づくりを進めることが大切です。そのために、地域住民とともに介護、予防、医療、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進していくことが重要です。

本計画では、第7期計画の基本理念を継承し、“私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ”を基本理念とします。

また、“高齢者が元気に社会参加できるまち”“住み慣れた地域で安心して暮らせるまち”“安心して暮らし続けられるまち”を基本目標とし、いつまでも元気で、自分らしく、安心して生活できるまちを目指します。

私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ

2 基本目標

1 高齢者が元気に社会参加できるまち

高齢者一人ひとりが、できる限り元気に地域で生活をするために、健康づくりと介護予防を推進していきます。生活習慣病*や要介護状態等の予防を目的とした事業を実施することで、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者の元気な暮らしを支援していきます。

2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

個々の意思を尊重した生活を実現するため、生活環境や心身の状況等に応じて適切な医療やサービスを受け、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指します。また、認知症等になっても高齢者本人の意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、真に支援が必要な高齢者や介護者に対して、適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

3 安心して暮らし続けられるまち

高齢者が社会の一員として可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、生活支援体制や防災体制を充実させ最期まで自分らしく生活できるまちの推進に努めます。

3 日常生活圏域

新城市では、6つの中学校区を日常生活圏域に設定し、地域包括ケアシステムの強化を図っていきます。



【日常生活圏域の状況】

| 圏域名 | 人口(人) | 65歳以上人口(人) | 高齢化率 |
|-------|--------|------------|-------|
| 新城市全体 | 45,745 | 16,190 | 35.4% |
| 新城 | 8,087 | 2,777 | 34.3% |
| 千郷 | 11,279 | 3,240 | 28.7% |
| 東郷 | 8,852 | 2,805 | 31.7% |
| 八名 | 4,963 | 1,744 | 35.1% |
| 鳳来 | 10,163 | 4,550 | 44.8% |
| 作手 | 2,401 | 1,074 | 44.7% |

資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

基本施策の展開

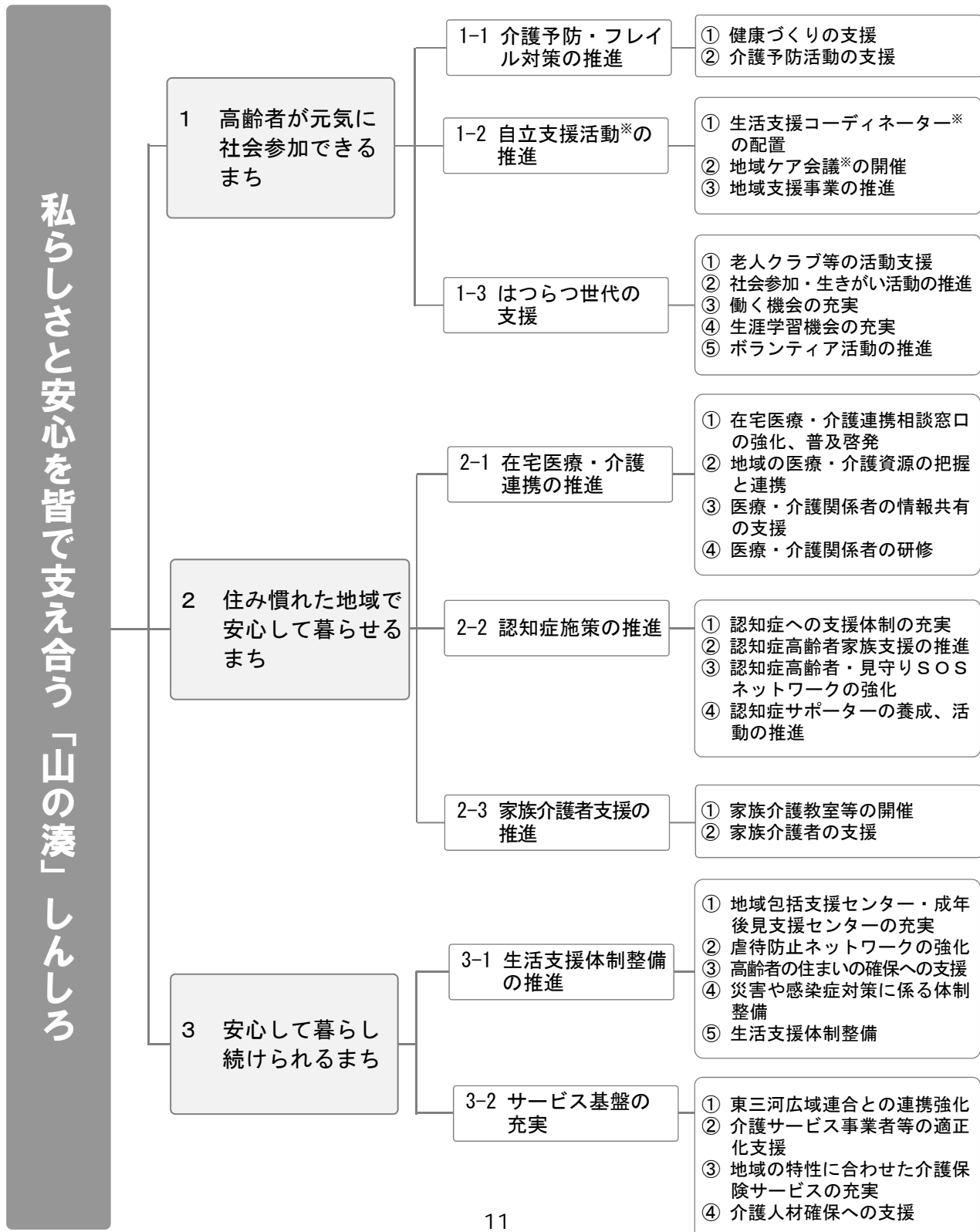
【施策体系図】

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

[主な取組]



基本目標 1 高齢者が元気に社会参加できるまち

基本施策 1-1 介護予防・フレイル対策の推進

東三河広域連合が実施した高齢者実態把握調査結果（P 7 1）によると、健康や介護予防、認知症予防のために何らかの活動をしている方が97.4%と市民の方の関心も非常に高く、活動をしている方としていない方を比較すると、活動をしていない方は生活機能の低下のリスクが上がる結果が出ています。

このことから、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、適切な支援やサービスにつながるよう介護予防の促進を図ります。

介護予防教室の実施にあたっては、感染症等の予防対策を十分に講じ、フレイル予防につながるよう内容の充実を図ります。

また、住民主体によるミニデイサービスの実施を推進し、地域とのつながりを強化していくことが重要です。担い手も高齢化しており、継続して実施するための支援も必要です。ミニデイサービスへ保健師や看護師などの専門職を派遣することで、更なる活動内容の充実を図っていきます。ミニデイサービスに参加しなくなった方や、閉じこもっている方など、フレイルや介護の予防が必要な高齢者に介護予防教室などへの参加を促したり、見守りの強化を図っていきます。

注4 基本施策の根拠としているデータ・調査については、参照ページで確認できます。



歌と音楽の教室



出前講座（地区健康講座）

(基本施策1-1 介護予防・フレイル対策の推進)

【健康づくり】

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 1 | 事業名 | 健康意識の高揚を図るための広報「ほのか」への記事掲載等啓発 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 広報紙に保健・介護に関する記事を掲載し、市民の健康意識の高揚と、介護に関する情報提供を図ります。 | 高齢者支援課 |
| | | 保健・健康づくり・予防に関する記事を毎月掲載し、市民の健康意識の高揚を図ります。 | 健康課 |

| | | | |
|---|------|--|------|
| 2 | 事業名 | 健康相談・健康教育 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 健康に関する相談や健診後の事後相談等、保健センターで保健師・管理栄養士・歯科衛生士が個別に相談に応じます。 依頼を受けて地域住民が集まる場に出かけ、健康相談・教育を行います。 | 健康課 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 3 | 事業名 | かかりつけ医の推進 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者が健やかに安心して生活するため、日常的な診療、健康管理を行うかかりつけ医を推進し、普及啓発を行います。身近な地域で日常的な診療、あるいは健康相談ができ、個々の生活習慣等も把握した上で、治療のみならず予防も含めた生活指導を行う「かかりつけ医」の役割は、医療、介護の連携の面からも重要です。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 4 | 事業名 | 健康相談（介護予防事業） | 実施主体 |
| | 事業概要 | 各地区老人クラブ、ミニデイサービス等からの依頼により、運動、栄養、口腔、認知症などの介護予防に関する健康教育を公民館等で実施します。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|------|
| 5 | 事業名 | 歯周疾患検診 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 歯周病は全身の健康にも影響を及ぼすことがわかっており、さらに健康寿命を短くするフレイル（虚弱状態）に繋がることが懸念されているため、30.35.40.50.60.70.76歳の方を対象に市内の受託歯科医療機関で歯周疾患検診を行います。 | 健康課 |

(基本施策1-1 介護予防・フレイル対策の推進)

| | | | |
|---|------|---|------|
| 6 | 事業名 | しんしろ健康マイレージ | 実施主体 |
| | 事業概要 | 健康行動を起こし記録することで、ポイントが貯まり、自らの健康管理に役立てることができます。さらに、ポイントを貯め、記録用紙を提出することで特典がもらえるしんしろ健康マイレージ事業を行います。 | 健康課 |

| | | | |
|---|------|---|------|
| 7 | 事業名 | 後期高齢者健康診査 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 後期高齢者医療では、75歳以上の方に生活習慣病の早期発見および健康寿命を短くするフレイルの予防のために健康診査を行います。 | 健康課 |

| | | | |
|---|------|--|------|
| 8 | 事業名 | 特定健康診査・特定保健指導 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 生活習慣病の早期発見・予防を目的とした特定健康診査を行います。生活習慣の改善が必要な方に対し特定保健指導を行います。 | 健康課 |

【介護予防】

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 1 | 事業名 | 介護予防把握事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地区での健康教育等の機会に参加者の基本チェックリスト※を実施し、何らかの支援が必要な方の把握をします。支援が必要な方には、介護予防教室等への参加促進など、支援につなげていきます。 | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|-------------------|--|-------------|-------------|-------------|
| 2 | 事業名 | 介護予防教室等の開催 【重点事業】 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 健康づくりリーダー※、栄養士、歯科衛生士、保健師等により、介護予防・認知症予防の普及啓発を図るため、木曜塾等の介護予防教室を開催します。 | | | 高齢者支援課 |
| 2 | 上段(回数) 下段(延人数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 木曜塾 | 41回 1,117人 | 40回 860人 | 40回 800人 | 40回 800人 |
| | 歌と音楽の教室 | — | 6回 84人 | 12回 300人 | 12回 300人 |
| | 出前講座 | 4回 62人 | 6回 84人 | 8回 80人 | 10回 100人 |

(基本施策1-1 介護予防・フレイル対策の推進)

| | | | | | |
|---------|----------------|--|----------------|----------------|-----------|
| 3 | 事業名 | 高齢者生きがい活動支援通所事業 (ミニデイサービス) | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | ミニデイサービスの活動を支援することで、高齢者の生きがい活動の促進と孤立化や閉じこもりの防止に努めます。地域の中で交流を図ることで、地域とのつながりを深めます。また、リハビリテーション専門職の派遣や、専門職による健康相談等、事業充実の支援をします。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段(団体数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| 下段(延人数) | 21団体 8,036人 | 19団体 6,259人 | 20団体 8,000人 | 20団体 8,000人 | |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|--------|
| 4 | 事業名 | ミニデイサービススタッフ研修 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | ミニデイサービスのスタッフを対象に、研修機会の拡大を図ります。他団体との情報交換や研修により、支援者としての自覚を促進するとともに、各団体の意識向上を図ります。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---------|-------------|--|-------------|-------------|-----------|
| 5 | 事業名 | 地域型通所サービス事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 介護保険制度で事業対象者*、要支援1・2と判定された方に、週1回以上の集まりの場を住民主体の団体等が提供する事業に対し市が支援することで、高齢者の介護予防や孤立化の防止に努めます。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段(回数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| 下段(延人数) | 48回 522人 | 49回 475人 | 40回 400人 | 90回 550人 | |

| | | | | | |
|---------|-------------|--|-------------|-------------|-----------|
| 6 | 事業名 | 健康づくりリーダー派遣事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地区で会場を準備して高齢者を集め、健康づくりリーダーの派遣を受ける事業に対し、半年間市が費用負担することで、身近な地区で介護予防のための運動をする習慣づくりの支援をします。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段(実施地区数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| 下段(延人数) | 3か所 552人 | 2か所 213人 | 2か所 200人 | 3か所 720人 | |

基本施策 1-2 自立支援活動の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターの配置・協議体^{*}を設置し、高齢者の多様なニーズに応えるための資源把握・発掘、サービス提供に向けた体制を構築していきます。

東三河広域連合が実施した高齢者実態把握調査結果によると、ボランティア活動をしている方は17.2%と割合が高く、ボランティアをしてみたいと考えている方を含めると34.5%の方が興味をもっていることから、生活・介護支援サポーター養成講座を実施し、新たな市民ボランティアなどの育成や、既に生活・介護支援の担い手となっているボランティアなどの支援の質のレベルアップを行い、ボランティアの活用方法を検討するとともに、高齢者がより良い支援を受けられるよう図っていきます。(P72)



自立支援型地域個別ケア会議

(基本施策1-2 自立支援活動の推進)

| | | | |
|---|------|---|----------------------|
| 1 | 事業名 | 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置【重点事業】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 第1層生活支援コーディネーターは、市全域を担当し、地域で解決できない課題等を把握し、第2層生活支援コーディネーターのサポートや市との調整を図ります。 第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域を担当し、地域の課題に対応する地域資源の開発や、生活支援サービスの情報共有や連携する場を構築します。 | 高齢者支援課 |
| 2 | 事業名 | 地域ケア会議の開催 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 医師等の専門職や区長・民生委員など地域の住民等で構成される会議において、地域のニーズや社会資源を把握し、地域課題の解決策を検討し、政策化への提案をします。地域包括支援センターに委託をし、市と連携を図りながら実施をします。 | 高齢者支援課 地域包括支援センター |
| 3 | 事業名 | 自立支援型地域個別ケア会議 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 自立支援・介護予防の観点で事例検討を行い、多職種の専門的な視点に基づく提案を通して、自立に向けたケアマネジメントの質の向上につなげます。また、事例検討を積み上げる中で、社会資源の利活用と開発の提案を行っていきます。 | 高齢者支援課 |
| 4 | 事業名 | 生活・介護支援サポーター養成講座 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 市民ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの増員を図るとともに、既にボランティア等で地域で活動している方に、スキルアップを目指して参加してもらい、地域の高齢者のニーズに継続的・安定的に応えるための人材育成に努めます。 | 高齢者支援課 |
| 5 | 事業名 | シルバーハウジング生活援助員*の派遣 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施され、緊急通報システムが設置されたシルバーハウジング(高齢者世話付住宅)*に入居する高齢者に対し、身近な相談、援助者として欠かせない存在となっている生活援助員が月1回訪問し、安否確認・生活相談等を行います。 | 高齢者支援課 |

(基本施策1-2 自立支援活動の推進)

| | | | | | |
|---|---------|--|------------------|-------------------|-------------------|
| 6 | 事業名 | 短期集中通所サービス | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 要支援1、2及び総合事業対象者に対し、介護予防、自立した日常生活に向けた支援のため、理学療法士*などの専門職による3～6か月程度の短期間の通所による介護予防プログラムを提供します。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段(回数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 下段(延人数) | 24回(教室型) 185人 | 24回(教室型) 245人 | 120回(個別型) 120人 | 360回(個別型) 360人 |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|--------|
| 7 | 事業名 | 短期集中訪問サービス | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 要支援1、2及び総合事業対象者に対し、介護予防、自立した日常生活に向けた支援のため、管理栄養士や保健師などの専門職が、3～6か月程度の短期間の自宅訪問による相談・指導等のサービスを提供します。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|----------|---|------------|-------------|--------------|
| 8 | 事業名 | 地域型訪問サービス事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | シルバー人材センターに委託し、要支援1、2及び総合事業対象者の居宅を訪問し、ゴミ出しや掃除など生活援助等の多様な支援活動を実施します。高齢者の社会参加の促進、介護予防にも繋げていきます。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段(実施回数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 下段(延人数) | - - | 19回 3人 | 150回 80人 | 500回 120人 |

| | | | | | |
|---|-----------|--|----------------|----------------|----------------|
| 9 | 事業名 | 高齢者安心生活サポート事業(友愛訪問) | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 市が委託したボランティア団体が、ひとり暮らし高齢者世帯に対し月1回以上の訪問を実施し、話し相手や安否確認などを行います。支援が必要な方がいれば、連携して関係機関へつないでいきます。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段(被訪問者数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 下段(延訪問回数) | 129人 2,419回 | 136人 2,702回 | 140人 2,500回 | 145人 2,500回 |

(基本施策1-2 自立支援活動の推進)

| | 事業名 | シニア人材の活用促進 | 実施主体 |
|----|------|---|---------|
| 10 | 事業概要 | 主に60代の方を対象とした講座を開催し、介護予防や健康づくりに関する意識の醸成、介護の知識を有する人材を養成します。また、介護保険事業所においては、養成者を活用することで介護人材の確保に向けた取組を推進します。 | 東三河広域連合 |



基本施策 1-3 はつらつ世代の支援

東三河広域連合が実施した高齢者実態把握調査結果によると、東三河広域連合全域では、地域活動や社会活動に参加している高齢者が55%あり（P73）、生活機能の低下のリスクが低くなる結果が出ています。このことから、高齢者が生きがいを持って社会参加、地域参加することで、いつまでも元気に活躍できるように、はつらつ世代の支援をしていきます。

また、ボランティアをする際、希望する内容に「声かけ・見守り」「話し相手」の割合が高いことから（P74）、介護ボランティアポイント※事業の実施により、高齢者のやりがいや社会参加を通じたフレイルや介護の予防に繋がるよう取り組んでいきます。

心豊かに健康で充実した生活が送れるよう、趣味や教養等、学習の機会の提供に努めるとともに、就業の場の確保に向け、シルバー人材センター等と連携して取り組んでいきます。生きがいづくりの場となり、元気な高齢者の社会参加を促進し、支援が必要な方を支えていける仕組みづくりに向けて取り組んでいきます。



老人クラブ活動

(基本施策1-3 はつらつ世代の支援)

| | | | | | |
|---|----------|--|----------------|--------------|--------------|
| 1 | 事業名 | 老人クラブ活動支援 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 市民に対し、広報等を通じて老人クラブの活動への参加や理解を促し、会員増を図ります。また、各地域のクラブ活動に対して助成を行うことで、高齢者による地域活動を活発化し、高齢者の社会参加の機会を支援します。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段(会員数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 下段(クラブ数) | 1,368人 27団体 | 1,220人 25団体 | 877人 22団体 | 800人 20団体 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 2 | 事業名 | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の生きがいや健康づくりを促進するために、老人クラブ連合会に委託し、生きがい推進事業、安心・安全事業、社会奉仕事業を行います。 | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|----------|--|------------|-----------|-----------|
| 3 | 事業名 | 老人福祉センター運営 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として各種事業を行います。また、老人クラブの活動拠点、趣味活動の場所としても適正な管理に努めます。 | | | 高齢者支援課 |
| | (延べ利用者数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 8,643人 | 6,590人 | 4,000人 | 5,000人 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 4 | 事業名 | いきいきライフの館運営 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の就労、生きがい活動の場として、各種事業を行います。シルバー人材センターの活動拠点や趣味活動の場として、木彫、陶芸、囲碁等に利用していきます。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 5 | 事業名 | 鳳来高齢者生きがいセンター運営 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の就労、生きがい活動の場として各種事業を行うとともに、シルバー人材センターの就業作業施設として利用していきます。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 6 | 事業名 | 作手高齢者生活福祉センター*虹の郷運営 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者及び住民の介護支援、居住、交流の場として各種事業を行います。災害時等の福祉避難所*としても指定されています。 | 高齢者支援課 |

(基本施策1-3 はつらつ世代の支援)

| | | | |
|---|------|--|---------------------------|
| 7 | 事業名 | 新城市生涯現役促進地域連携事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 市、商工会、シルバー人材センター、社会福祉協議会、愛知東農業協同組合、観光協会、森林組合が連携し、高齢者の雇用・就業機会等の確保に向けた事業を実施していきます。 | 商工政策課 新城市生涯現役促進地域連携協議会 |

| | | | |
|---|------|---|-------|
| 8 | 事業名 | 共有講座 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 余暇時間の増大などにより、市民が趣味や娯楽、文化・スポーツなど幅広い分野の活動に参加する機運が高まっていることから、日常生活に密着した生きがいと喜びを感じられる講座や、豊かな自然と歴史の宝庫であることから、まちの良さを再発見できる講座を開設し、人生100年時代における豊かな人生の構築を支援します。 | 生涯共有課 |

| | | | |
|---|------|--|------------|
| 9 | 事業名 | いきがい就業事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 要請事業者とシルバー人材センターが請負・委任契約を締結し、会員の派遣を行います。 | シルバー人材センター |

| | | | |
|----|------|---------------------------------|------------|
| 10 | 事業名 | 職業紹介事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 事業所での勤務を希望する会員に対して、事業所の紹介を行います。 | シルバー人材センター |

| | | | |
|----|------|--|------------|
| 11 | 事業名 | シルバー派遣事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 要請事業所とシルバー人材センター県連合会が一般労働者派遣契約を締結し、会員の派遣を行います。 | シルバー人材センター |

| | | | |
|----|------|----------------------------|------------|
| 12 | 事業名 | 技能講習会 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 毎年、就労希望の会員向けの技能・安全講習を行います。 | シルバー人材センター |

(基本施策1-3 はつらつ世代の支援)

| | | | | | |
|----|----------|--|------------|-----------|------------|
| 13 | 事業名 | 高齢者能力活用推進事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の経験、技能に応じて就業先を提供するシステムとして、シルバー人材センターを運営しています。 | | | 高齢者支援課 |
| | | 事業の普及・啓発や、就業先の開拓等に努めます。 | | | シルバー人材センター |
| | 上段(実施回数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 下段(延人数) | 626人 | 611人 | 630人 | 650人 |

| | | | | | |
|----|------|---------------------------------------|--|--|-------|
| 14 | 事業名 | 生涯学習支援事業(地区公民館活動支援) | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 各地区の公民館等で自主的に開催している各種学習会等に対し支援していきます。 | | | 生涯共育課 |

| | | | | | |
|----|------|---|--|--|----------|
| 15 | 事業名 | 市民活動・ボランティア活動の推進 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 多様化する高齢者の活動を活性化するため、社会活動への参加を推進します。 | | | 高齢者支援課 |
| | | しんしろ市民活動サポートセンターや東三河市民活動推進協議会等と連携を図り、市民活動の場を拡大し、東三河市民活動推進協議会のHP等で市民への情報提供を行い、参加を促します。 | | | まちづくり推進課 |

| | | | | | |
|----|------|---|--|--|---------|
| 16 | 事業名 | ボランティアセンター活動事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 市内の福祉系ボランティア団体に対して、活動費の助成を行うとともに、各種ボランティア養成講習会を開催し、ボランティア団体の育成とボランティア参加者の拡大を図ります。 | | | 社会福祉協議会 |

| | | | | | |
|----|------|---|--|--|--------|
| 17 | 事業名 | 介護ボランティアポイント事業【新規】 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 介護予防につながる介護支援ボランティア活動(介護施設でのお手伝い等)に対しポイントを付与する介護ボランティアポイント事業の実施について検討していきます。高齢者の社会参加活動の促進、生きがい支援にもつなげていきます。 | | | 高齢者支援課 |

(基本施策1-3 はつらつ世代の支援)

| | | | | | |
|----|--------|---|------------|-----------|-----------|
| 18 | 事業名 | 敬老金等支給事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 長寿を祝うことにより、先人に敬意を払い、喜びと生きる活力を与えます。90歳と100歳以上の方の長寿を祝います。 | | | 高齢者支援課 |
| | 対象者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 90歳 | 266人 | 280人 | 304人 | 350人 |
| | 100歳以上 | 46人 | 57人 | 60人 | 80人 |

基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

基本施策 2-1 在宅医療・介護連携の推進

東三河広域連合が実施した高齢者実態把握調査結果によると、高齢者の4割以上の方が自宅で最期を迎えたいと希望しています。(P75)

自宅で最期を迎えるためには、医療と介護の連携が欠かせません。そこで市に設置する在宅医療・介護連携相談窓口において、専門職が患者や家族への相談支援などを行い、必要に応じて医療機関や介護事業所などと連携調整を行います。在宅医療・介護連携相談窓口や、在宅医療と介護に関する知識について、地域住民への普及啓発に更に努めていきます。



多職種研修会

(基本施策2-1 在宅医療・介護連携の推進)

| | | | | | |
|---|--------|--|------------|-----------|-----------|
| 1 | 事業名 | 在宅医療・介護連携に関する相談支援 【重点事業】 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 在宅医療・介護連携を支援するため、専門職を配置し相談窓口を設置します。退院時の医療機関や介護事業者等との連携調整や、患者や家族に寄り添い相談支援を行います。 | | | 高齢者支援課 |
| | (相談件数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | - | 263件 | 300件 | 300件 |

| | | | | | |
|---|------|---|--|--|--------|
| 2 | 事業名 | 地域住民への普及啓発 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域包括ケアシステムへの理解を深めてもらい、在宅医療・介護連携の普及啓発を図るため、市民向け講演会や、出前講座を開催します。エンディングノート※を活用し、それぞれの望む終末期医療やケアについて考えるとともに、日頃から周囲と話し合うことの重要性の普及啓発をします。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|------|---|--|--|--------|
| 3 | 事業名 | 地域の医療・介護の資源の把握 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域の医療機関、介護事業者等の情報・機能等の把握を行います。把握した医療機関、介護事業者等の情報は冊子にまとめ、支援の場で活用します。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|------|---|--|--|--------|
| 4 | 事業名 | 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域資源等の把握をし、本市の地域包括ケアシステムにおける各職種の役割について確認し、本市に必要な資源の取組みを検討します。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|---------------|
| 5 | 事業名 | 新城市訪問看護ステーション | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 主治医の指示のもと看護師と介護支援専門員※等と連携しながら在宅療養されている方を支援します。認知症のケアや在宅での看取り等、高齢者の在宅療養を支援していきます。 | | | 新城市訪問看護ステーション |

(基本施策2-1 在宅医療・介護連携の推進)

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 6 | 事業名 | 東三河北部医療圏地域医療対策協議会の開催 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 全国的な医師不足等が深刻化する中で、東三河北部医療圏における質の高い地域医療を将来にわたり安定的に供給できるシステムや仕組みを構築するため、東三河北部医療圏地域医療対策協議会を開催します。 | 地域医療支援室 |

| | | | |
|---|------|--|----------------------------------|
| 7 | 事業名 | 介護サービス事業者連絡会 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域包括支援センター・介護サービス事業者が集まり、最新の介護情報の共有、自主研修を行うとともに、事業者間の連携を深めるため情報交換等を行い、市内の介護サービスの充実強化を図ります。 | 新城市介護サービスネットワーク協議会 地域包括支援センター |

| | | | | | |
|---|---------|--|------------|-----------|-----------|
| 8 | 事業名 | 医療・介護・福祉関係者等の情報共有の支援 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 会議等により、医療・介護・障がい等福祉関係者の多職種連携推進の課題を検討します。東三河ほいっぷネットワーク（ICTシステム [*] ）の操作研修会等を開催し、利用者の増加を推進し、ICTシステムを活用した関係者の連携を活発化することで、切れ目のないサービス利用を目指します。 | | | 高齢者支援課 |
| | (登録患者数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 499件 | 565件 | 625件 | 800件 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 9 | 事業名 | 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 東三河広域連合構成市町村と広域連携を図ります。東三河ほいっぷネットワーク（ICTシステム）を活用した東三河での情報共有を行い、広域内での介護サービス利用の利便性向上を図ります。 | 高齢者支援課 |

(基本施策2-1 在宅医療・介護連携の推進)

| | | | | | |
|----|------------------------|--|------------|-----------|-----------|
| 10 | 事業名 | 医療・介護関係者の多職種研修 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域の医療・介護関係の連携強化を図るため、また多職種の業務内容等をお互いに理解し連携体制の推進を図るため、グループワーク等による研修を行い、支援がよりスムーズになるよう図っていきます。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段 (多職種研修会 実施回数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | 下段(延人数) | 2回 79人 | 1回 38人 | 1回 40人 | 1回 40人 |

| | | | | | |
|----|------|--|--|--|--------|
| 11 | 事業名 | 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。個別の課題について検討が必要な場合はワーキング等を行い、相互の連携を強化します。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|----|------|--|--|--|------------------------|
| 12 | 事業名 | 国保データベース(KDB)システム*の活用 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 関係機関と連携して、国保データベースを活用した効果的な保健事業を実施し、市民サービスが向上するよう努めます。 | | | 保険医療課 健康課 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|----|------|--|--|--|--------|
| 13 | 事業名 | 病診連携*体制の強化 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業所等と連携を図り、よりよい医療・介護の提供に向けて支援します。 | | | 高齢者支援課 |

基本施策 2-2 認知症施策の推進

高齢化の進展により認知症高齢者が増えている中で（P 68・69）、認知症の初期の段階で適切な支援機関に結びつくように、早期発見・早期治療につながる支援の充実を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、かかりつけ医等との連携や地域の見守り体制の整備に取り組むとともに、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ*を通しての認知症の正しい理解への普及啓発や、認知症高齢者とその家族の交流の場を提供することで介護者家族の負担軽減を図ります。

新城市 **認知症ケアパス** **普及啓**

いつ・どこで どうしたらいいの?
～認知症の方・その家族のために～

相談窓口 心配にまつらまらずはここに相談

●**新城市地域包括支援センター**
専門知識を持ったスタッフが連携し、必要な情報と協力・調整して、問題解決のお手助けをします。
〔電話〕23-6810 月～金曜日 8:30～17:15（夜日・年末年始除く）
〔場所〕新城市宇楽中野20-12 しんしろ福祉会館

●**市役所 高齢者支援課**
〔電話〕23-7688
月～金曜日 8:30～17:15（夜日・年末年始除く）
〔場所〕新城市宇楽入船115

認知症ケアパス



認知症カフェ 味崑川



図書館展示「アルツハイマー病のこと、理解しよう、考えてみよう」

(基本施策2-2 認知症施策の推進)

| | | | | | |
|---|-------------|---|------------|-----------|-----------|
| 1 | 事業名 | 認知症初期集中支援推進事業 【重点事業】 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症が疑われる方の早期診断・早期治療につなげていけるように、認知症初期集中支援チーム体制を整えます。保健・医療や福祉の専門職がチームを組み、医師との連携のもと、本人や家族へ支援を行います。 | | | 高齢者支援課 |
| | 認知症初期集中支援件数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 3件 | 4件 | 5件 | 5件 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 2 | 事業名 | 認知症ケアパス*の活用・普及 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるように、認知症ケアパスを更新し、普及を行います。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|----------------------|
| 3 | 事業名 | 認知症地域支援推進員*等配置 【重点事業】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務や地域の支援体制の構築を図ります。 | 高齢者支援課 地域包括支援センター |

| | | | | | |
|---|-----------|--|------------|-----------|-----------|
| 4 | 事業名 | 認知症カフェの設置支援 【重点事業】 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症の方やその家族への理解を深める認知症カフェの設置を広めています。立ち上げや運営について認知症地域支援推進員が協力します。地区団体や介護サービス事業者等の協力を得て支援を行います。認知症カフェを誰もが親しみやすいよう「結カフェ」と呼び、認知症の方や家族・地域の方が気軽に交流できる場を広げることで、認知症への市民の理解を深めていきます。 | | | 高齢者支援課 |
| | 認知症カフェ箇所数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | - | 1か所 | 3か所 | 8か所 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 5 | 事業名 | 若年性認知症施策 【重点事業】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 65歳未満で発症する若年性認知症の特性に配慮した支援が必要とされていることから、市のホームページや広報「ほのか」に相談先を紹介したり、集いの場を提供するなど、若年性認知症に対する支援を行います。 | 高齢者支援課 |

(基本施策2-2 認知症施策の推進)

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 6 | 事業名 | 認知症介護者交流会 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症介護者の交流を図り、介護経験や相談事を共有できる交流会を開催し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 7 | 事業名 | 徘徊高齢者見守りSOSネットワークの推進 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者が行方不明となった時、近隣市町村、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センター、市内居宅介護支援事業所等の協力機関、協力団体に情報を提供し早期発見に努めます。また、9の事業とあわせ高齢者の見守り体制を強化します。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|---------|
| 8 | 事業名 | 認知症高齢者見守り事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の居場所確認のためにGPS等を用いた位置検索サービスを利用する場合、初期費用の一部を助成し、見守りや行方不明時の利用促進を図ります。 | 東三河広域連合 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 9 | 事業名 | 高齢者見守りネットワーク事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 協力事業者が業務中に高齢者の異変に気付いたとき市に連絡をもらい、協力機関・協力団体の情報を得て安否等の状況確認を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、見守り体制の充実と強化を図ります。7の事業とあわせ、高齢者の見守り体制を強化します。 | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|----|-------------------------------------|---|-------------|-------------|-------------|
| 10 | 事業名 | 認知症サポーター養成講座 【重点事業】 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成を拡大するため、学校や企業、自治区などで講座を開催します。また、サポーターが地域で活躍できるよう、ステップアップ講座(資質向上研修)の実施や、サポーター同士のつながりの機会を作り、チームオレンジの発足に向けた体制を整えます。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段 (認知症サポーター養成講座実施回数) 下段(延人数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 17回 442人 | 22回 646人 | 10回 250人 | 20回 600人 |

(基本施策2-2 認知症施策の推進)

| | | | |
|----|------|---|-----------------------|
| 11 | 事業名 | 専門医療相談、普及・啓発 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 保健・医療・介護機関等と連携を図り、鑑別診断や相談対応などを行い、認知症の方とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにします。また、認知症に関する理解を促す普及啓発等を行います。 | 新城市民病院 認知症疾患医療センター |

| | | | |
|----|------|---|---------|
| 12 | 事業名 | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症の症状により自宅での生活が困難となった高齢者が、家庭的な雰囲気のある共同生活で、認知症に関する専門知識を得たスタッフによるケアを受けながら、自宅での生活に近い状態で日常生活を送ることができる施設です。グループホームの需要が高く、要介護認定者の増加とともに認知症高齢者の増加が予測されることから、本サービスの整備を推進します。 | 東三河広域連合 |

| | | | |
|----|------|--|---------|
| 13 | 事業名 | グループホーム入居者の負担軽減 | 実施主体 |
| | 事業概要 | グループホームへの円滑な入居を支援するため、市町村民税非課税世帯等の低所得者を対象に利用者負担の軽減を行います。 | 東三河広域連合 |



認知症サポーター養成講座

基本施策 2-3 家族介護者支援の推進

住み慣れた地域で安心して暮らせるようになるためには、要介護者を家庭で介護している家族介護者への支援も重要です。東三河広域連合が実施した高齢者実態把握調査結果では、家族介護者の5割以上が、3年以上の長期に介護を続け、負担を感じている方は75%以上になります。(P78)

介護が必要になっても自宅で生活を続けられるように、家族介護教室の開催など家族介護者の負担の軽減を図ります。家族介護教室は各年テーマを変え、家族介護者が適切な介護知識・技術が習得できるよう工夫して開催していきます。



家族介護者教室

(基本施策2-3 家族介護者支援の推進)

| | | | | | |
|----------|-------------------------|---|-------------|------------|------------|
| 1 | 事業名 | 家族介護教室等の開催 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 家族介護者向けに、適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得などを内容とした教室を開催し、介護者の負担軽減を図ります。 | | | 高齢者支援課 |
| | 上段 (実施回数) | 平成30年度 (実績) | 平成31年度 (実績) | 令和2年度 (見込) | 令和5年度 (目標) |
| 下段 (延人数) | 1回 (排泄ケアについて) 14人 | 1回 (移乗について) 12人 | 1回 20人 | 1回 20人 | |

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 2 | 事業名 | 重度要介護者家族介護用品支給事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 在宅で要介護認定者を介護する家族の経済的負担の軽減と、在宅生活の継続や清潔で快適な在宅介護環境の保持を図るため、低所得者を対象に介護用品券を給付します。 | 東三河広域連合 |

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 3 | 事業名 | 紙おむつ宅配サービス | 実施主体 |
| | 事業概要 | 社協が主体となり、在宅の要介護4・5の要介護者に紙おむつを支給し家族の経済的な負担の軽減を図ります。(東三河広域連合で実施している重度要介護者家族介護用品支給事業の対象外の方) | 社会福祉協議会 |

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 4 | 事業名 | 介護職員初任者研修への受講支援 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、又は将来に備えて介護の知識を身につけたい方などで、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成し介護技術の取得をすることで、自宅での介護負担の軽減を図ります。 | 東三河広域連合 |

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 5 | 事業名 | 家族介護者のレスパイト支援【新規】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 家族と同居する高齢者世帯数が多い中、家族介護者の負担感が大きいことから、家族介護者の心身の負担軽減やリフレッシュにつながる機会を創出し、在宅介護の継続を支援します。 | 東三河広域連合 |

| | | | |
|---|------|---|---------|
| 6 | 事業名 | 福祉用具貸与サービス | 実施主体 |
| | 事業概要 | 市内在住の一般市民を対象に、車いす等の福祉用具を短期間、無料で貸与します。急な介護の需要に対応し、福祉用具の利用ができるようになるまでの家族負担を軽減します。 | 社会福祉協議会 |

基本目標3 安心して暮らし続けられるまち

基本施策 3-1 生活支援体制整備の推進

市で実施した高齢者福祉に関するアンケート調査の結果（P80～85）から、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、様々な生活支援体制が必要なことと共に、その情報が適切に得られることが必要であることがわかります。

そこで、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、相談体制の充実や適切な情報提供ができるよう努めていきます。

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーターや協議体を配置し、担い手や地域の新たな資源を発掘し、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進していきます。また、日常生活を継続するための移動やごみ出し、買い物等の困り事を、関係各課と協議し、高齢者の困りごとに対応するため、さらに体制強化を図ります。



移動販売

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

【1 相談窓口等】

| | | | | | |
|---|----------------------|--|------------|-----------|-----------|
| 1 | 事業名 | 地域包括支援センター運営事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域包括支援センターを新城市社会福祉協議会に事業委託し設置・運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援をはじめ、高齢者の権利擁護や地域で自立した日常生活が送れるよう支援を行います。 | | | 高齢者支援課 |
| | 地域包括支援センター (相談件数) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 2,773件 | 2,826件 | 3,000件 | 3,000件 |

| | | | | | |
|---|------|---|--|--|--------|
| 2 | 事業名 | 高齢者ふれあい相談センター運営事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 日常生活圏域ごとに6か所の高齢者ふれあい相談センターを設置し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援を行います。市民に身近な相談・援助機関として、また、地域の要援護高齢者の実態把握機関として重要な役割を果たします。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|--------|
| 3 | 事業名 | 地域包括支援センター・高齢者ふれあい相談センター連絡会議 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 3か月に1回、市、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センターの職員が集まり、情報交換、情報共有等を行い連携を図ります。 | | | 高齢者支援課 |

| | | | | | |
|---|------|---|--|--|--------|
| 4 | 事業名 | 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置【再掲】 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 第1層生活支援コーディネーターは、市全域を担当し、地域で解決できない課題等に取り組み、第2層生活支援コーディネーターのサポートや市との調整を図ります。 第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域を担当し、地域資源の開発や課題に取り組み、生活支援サービスの情報共有や連携する場を構築します。 | | | 高齢者支援課 |

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

| | | | |
|---|------|---|-------------------------------|
| 5 | 事業名 | 各種相談業務【重点事業】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 加齢や疾病、障がい等により、生活に不安や支障が出る方の支援をするとともに、関係する機関と連携し、切れ目のない支援をすることで、安心して生活が続けられるようにしていきます。 | 福祉課 高齢者支援課 社会福祉協議会 等 |

【2 権利擁護】

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 1 | 事業名 | 日常生活自立支援事業* | 実施主体 |
| | 事業概要 | 社会福祉協議会が主体となり、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、障がい者等の日常的な金銭管理、福祉サービス利用、事務手続き等の援助を行い、安心して生活できるよう支援します。 | 社会福祉協議会 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 2 | 事業名 | 成年後見制度利用支援事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 認知症等により判断能力が十分でない高齢者の成年後見制度利用の際に、近親者等に申立人がいない場合、市が家庭裁判所に申し立てを行います。成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行い、安心して生活できるよう支援します。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|--|--------------------------|
| 3 | 事業名 | 成年後見制度に関する広報・啓発業務 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 成年後見制度に関する正しい理解を広めるため、情報発信、講演会や研修会の開催など市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。 | 福祉課 高齢者支援課 社会福祉協議会 |

| | | | |
|---|------|---|---------|
| 4 | 事業名 | 法人後見の受任 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）を行います。 | 社会福祉協議会 |

| | | | |
|---|------|---|---------------|
| 5 | 事業名 | 高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク | 実施主体 |
| | 事業概要 | 警察や保健所、医療機関、民生委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制のため、高齢者及び障害者虐待防止ネットワークを形成します。 | 高齢者支援課 福祉課 |

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

| | | | |
|---|------|--|----------------------|
| 6 | 事業名 | 高齢者虐待等への的確な対応のための体制整備 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者虐待の疑いの通報を受けた場合、市と地域包括支援センターに集約し、早期に事実確認をした後、虐待の疑いがある場合は、関係機関で構成する支援会議で対応方法を検討し連携をとって相談・支援を行います。 | 高齢者支援課 地域包括支援センター |

| | | | |
|---|------|---|----------------------|
| 7 | 事業名 | 高齢者虐待防止など人権に関する啓発の推進 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取組に関する啓発をしていきます。 | 高齢者支援課 地域包括支援センター |

【3 住まい・施設】

| | | | | | |
|---|-------------|--|------------|-----------|-----------|
| 1 | 事業名 | 虹の郷居住提供事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢等のため独立して生活することに不安のある方に対して、一定期間居住の場を提供し不安解消に努めます。 | | | 高齢者支援課 |
| | 年間利用 実人数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 7人 | 6人 | 7人 | 7人 |

| | | | | | |
|---|-----------------|---|------------|-----------|-----------|
| 2 | 事業名 | 養護老人ホーム*入所措置事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な方を対象とする施設で、市および近隣に所在する養護老人ホームへ入所措置を行い安定した生活の場を確保します。 | | | 高齢者支援課 |
| | 入所状況 (本市措置者) | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 16人 | 20人 | 19人 | 19人 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 3 | 事業名 | 軽費老人ホーム(ケアハウス)* | 実施主体 |
| | 事業概要 | 身体機能の低下が認められる高齢者等のため、独立して生活することに不安がある人を対象とする入所施設です。心身の状況に応じて紹介します。 | 高齢者支援課 |

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 4 | 事業名 | 有料老人ホーム※・サービス付き高齢者向け住宅※ | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者に安全な設計や設備を備えた高齢者向けの住宅や、有料老人ホームの入居に関し、必要に応じ紹介します。特定施設入居者生活介護※を受けられる施設もあります。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|-------|
| 5 | 事業名 | 既存の市営住宅の維持補修に関しバリアフリー※化の推進 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者が安心して生活するため、既存の市営住宅において段差の少ない住環境を整備していきます。 | 都市計画課 |

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 6 | 事業名 | 住宅改修支援事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 要介護・要支援者が安全に生活するための、自宅の住宅改修に関する相談や申請受付などを行います。 | 東三河広域連合 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 7 | 事業名 | 耐震改修時バリアフリー化事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 木造住宅の耐震化工事と併せて、高齢者等が同居する住宅のバリアフリー化工事をする場合、費用を一部助成します。 | 高齢者支援課 |

【4 移動】

| | | | |
|---|------|---|---------|
| 1 | 事業名 | 公共バス運行事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 運転免許証の返納やバス停まで歩くことが困難な高齢者が増えてきたことから、市内のどこに住んでいても生活の足が確保され、孤立化することがないようSバスの路線経路の見直しやデマンド型区域運行※の普及を図るなど、生活圏と生活の質を重視した公共交通の再編を促します。バス事業者と連携したバスの乗り方講座の開催や地域が主体となって行うデマンド交通の運営などに対する相談を受け付けます。 また、自宅から通院・買い物などの目的地までの時刻表をまとめた自分だけの「マイバス時刻表」を作成します。 | 公共交通対策室 |

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

| | | | | | |
|---|------|---|------------|-----------|-----------|
| 2 | 事業名 | 高齢者福祉タクシー料金助成 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 満80歳以上のひとり暮らし高齢者等の外出を支援するため、タクシー料金を助成します。民生委員や高齢者ふれあい相談センターで申請の代行を行います。 | | | 高齢者支援課 |
| | 給付者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 361人 | 378人 | 390人 | 400人 |

| | | | | | |
|---|------|--|------------|-----------|-----------|
| 3 | 事業名 | 介護タクシー料金助成 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 外出困難な在宅の重度要介護認定者に対し、ストレッチャー及び車イス対応タクシー(特殊車両)の料金を助成し、医療機関または公共機関への移動を支援します。 | | | 高齢者支援課 |
| | 給付者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 16人 | 14人 | 14人 | 14人 |

| | | | | | |
|---|------|---|------------|-----------|-----------|
| 4 | 事業名 | 新都市作手地区福祉輸送サービス事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 作手地区で福祉輸送サービスを行い、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の外出を支援します。作手地区の障がい有者及び要介護・要支援認定者が対象です。 | | | 高齢者支援課 |
| | 登録者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 67人 | 69人 | 79人 | 79人 |

| | | | | | |
|---|------|--|------------|-----------|-----------|
| 5 | 事業名 | 福祉有償運送料金助成 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | タクシー利用の困難な地域において、満80歳以上のひとり暮らし等で福祉有償運送を利用される方に対し助成を行います。 | | | 高齢者支援課 |
| | 給付者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 21人 | 23人 | 6人 | 6人 |

| | | | | | |
|---|------|---|--|--|------|
| 6 | 事業名 | 新都市高齢者運転免許証自主返納支援事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 70歳以上の運転免許証を自主返納した方に対し、Sバス回数券、高速バス新城名古屋藤が丘線回数券、タクシー料金助成券、交通安全啓発物品のいずれか希望するものを1点交付します。 | | | 行政課 |

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

| | | | | | |
|---|------|--|-------------|-------------|-------------|
| 7 | 事業名 | 車両貸出事業(福祉バス) | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地域の交流活動、高齢者の買い物支援等のために運転手付きで車両を貸し出すことで、高齢者の外出増進、孤立化や閉じこもりの防止に努めます。地域交流を促進し、地域のつながりを深めます。 | | | 社会福祉協議会 |
| | 給付者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 35回 444人 | 47回 530人 | 20回 150人 | 45回 500人 |

【5 安全・安心】

| | | | | | |
|---|-------------|---|------------|-----------|-----------|
| 1 | 事業名 | 緊急通報システム事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯に対して、緊急通報システムの機器を貸与し、緊急時の援助と安否確認を行います。 | | | 高齢者支援課 |
| | 年度末 利用者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 325人 | 305人 | 305人 | 300人 |

| | | | | | |
|---|------|--|------------|-----------|-----------|
| 2 | 事業名 | 高齢者日常生活用具給付事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの市民税非課税世帯に対して、火災報知機・自動消火装置・電磁調理器の給付を行い安心して生活できるよう支援します。 | | | 高齢者支援課 |
| | 給付件数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 0件 | 1件 | 1件 | 1件 |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|---------|
| 3 | 事業名 | ひとり暮らし高齢者安否確認事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 80歳以上のひとり暮らし、および75歳以上の一人暮らしで、要支援・要介護認定者または総合事業対象者、身体障害者、療育、精神障害者保健福祉の手帳を所持している方に週1回安否確認を行うとともに心の支えとなります。 | | | 社会福祉協議会 |

| | | | | | |
|---|-------|--|------------|-----------|-----------|
| 4 | 事業名 | 寝具乾燥事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者等に寝具の乾燥サービスを提供することにより、衛生の保持を図ります。 | | | 高齢者支援課 |
| | 延利用者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 194人 | 192人 | 221人 | 220人 |

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

| | | | | | |
|---|------|---|------------|-----------|-----------|
| 5 | 事業名 | 救急医療情報キット配布事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者の急病等の緊急時に備えて、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に救急医療情報キットの配付を行います。医療情報、緊急連絡先等が記入された情報用紙を専用の容器に入れて自宅に保管することで、救急隊が駆けつけた時に適切な処置ができるようにします。 | | | 高齢者支援課 |
| | 配布者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 2,335人 | 2,470人 | 2,493人 | 2,550人 |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|--------------|
| 6 | 事業名 | 災害時要援護者 [*] に関する情報提供への同意の推進 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | <p>【名簿の作成】災害対策基本法の改正で、市町村での要援護者名簿作成が義務付けられ、非常時の情報提供が可能となりました。有効な情報の活用に向け、平常時から地域支援者に対し情報提供を可能とするための同意を推進し、災害時の迅速な対応に努めていきます。</p> <p>【制度活用】自主防災会、民生委員、消防団へ名簿情報を提供することにより登録者の周知を図り、地域での支援体制を確立するため、自主防災会が作成する地区防災計画の作成支援を行います。</p> | | | 福祉課 防災対策課 |

| | | | | | |
|---|------|---|--|--|-------|
| 7 | 事業名 | 災害時要援護者家具転倒防止支援事業の普及 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 大地震時における家具転倒による死傷者の軽減を図るため、速やかな避難が難しく家具転倒防止用具の取付が困難な災害時要援護者に対し支給及び取付の支援を実施していきます。 | | | 防災対策課 |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|--------------|
| 8 | 事業名 | 福祉避難所の設置 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | <p>老人福祉施設等を対象に福祉避難所を指定し、災害時の安全な避難場所の確保に努めていきます。</p> <p>高齢者など配慮が必要な方の避難の受入体制を構築するため、指定の拡充を図るとともに、受入・運営体制の構築支援及び連絡体制を確立し災害時の適切な運用を目指します。</p> | | | 福祉課 防災対策課 |

| | | | | | |
|---|------|--|--|--|-------|
| 9 | 事業名 | 公共施設及び公共交通におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン [*] 化の推進 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくために、障壁のない安全・安心な都市空間を確保していきます。 | | | 都市計画課 |

(基本施策3-1 生活支援体制整備の推進)

| | | | |
|----|------|--|-------|
| 10 | 事業名 | 高齢者等ごみ出し支援事業【新規】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 高齢者等で、ごみ集積場へごみを出すことが困難な世帯を対象に、ごみ出しを支援する体制を検討します。 | 生活環境課 |

【6 食・買い物】

| | | | | | |
|---|------|---|------------|-----------|-----------|
| 1 | 事業名 | 「食」の自立支援事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等を対象に、昼食または夕食を配達します。住み慣れた自宅で安定した生活を続けることができるようにするため、配食業者が安否確認を兼ねて配達します。 | | | 高齢者支援課 |
| | 利用者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 191人 | 185人 | 190人 | 190人 |

| | | | | | |
|---|------|--|------------|-----------|-----------|
| 2 | 事業名 | 配食サービス空白地域解消事業 | | | 実施主体 |
| | 事業概要 | 地理的要件等により「食」の自立支援事業サービスを利用できない地区の方に、市の委託業者が夕食を配達します。 | | | 高齢者支援課 |
| | 利用者数 | 平成30年度(実績) | 平成31年度(実績) | 令和2年度(見込) | 令和5年度(目標) |
| | | 20人 | 26人 | 15人 | 15人 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 3 | 事業名 | 移動販売事業 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 日常の買い物が困難な高齢者等の負担軽減及び利便性の向上のため移動販売事業の促進を図っています。 | 高齢者支援課 |

基本施策 3-2 サービス基盤の充実

平成30年度より、介護保険事業は東三河8市町村で構成する東三河広域連合に統合しましたが、介護保険に係る相談や地域支援事業の実施など、市民の身近な窓口として、引き続き市が関わることであります。

介護保険事業を円滑に運営するため、制度の持続可能性を確保するとともに、制度の周知と啓発に努め、適切なサービスの提供及び更なる質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

■ 東三河版地域包括ケアシステムのイメージ図



(基本施策3-2 サービス基盤の充実)

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 1 | 事業名 | 東三河広域連合との連携強化 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 介護保険に関する市民の窓口として、介護保険事業が円滑に実施できるよう東三河広域連合との連携強化を図ります。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|--|--------|
| 2 | 事業名 | 介護サービス事業所等の適正化支援 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 東三河広域連合の新城窓口として、市内事業所との連絡調整や新城市介護サービスネットワーク協議会のオブザーバーとして、助言等の支援を行い介護サービスの利用が円滑に実施できるよう支援します。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|---|--------|
| 3 | 事業名 | 介護ロボット普及促進 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 介護事業所に対し、介護ロボットの普及啓発などの施策を展開することにより、普及促進・知識取得を図ります。 | 高齢者支援課 |

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 4 | 事業名 | 中山間地域における居宅サービスの確保・拡充【新規】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 都市部と比べて居宅サービスを提供する介護事業者の負担が大きい中山間地域において、居宅サービスが提供される体制を維持するとともに、新たな事業者の参入促進を図るため、中山間地域の住民に対してサービスを提供する事業者への支援等に取り組みます。 | 東三河広域連合 |

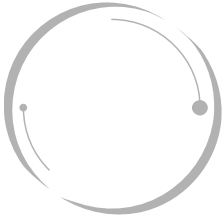
| | | | |
|---|------|--|---------|
| 5 | 事業名 | 介護支援専門員資格の取得支援 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 介護支援専門員の有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員資格の取得に係る受講手数料及び研修受講料の補助を行います。 | 東三河広域連合 |

(基本施策3-2 サービス基盤の充実)

| | | | |
|---|------|---|---------|
| 6 | 事業名 | 介護保険指定事業者講習会の開催 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 全ての介護事業所を対象とした講習会を開催し、適正なサービス提供に必要となる各種手続きや介護保険制度の周知をはじめ、各事業所における非常災害への備えや感染症対策に係る取組を促すなど、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ります。 | 東三河広域連合 |

| | | | |
|---|------|--|---------|
| 7 | 事業名 | 介護職員初任者研修への受講支援【再掲】 | 実施主体 |
| | 事業概要 | 介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族を介護するために、又は将来に備えて介護の知識を身につけたい方などで、介護職員初任者研修を受講した方に対し、受講費の一部を助成します。また、この制度を活用し、東三河地域に所在する介護事業所で1年以上継続して勤務した方には就労加算として追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を推進します。 | 東三河広域連合 |





資料編

1 介護保険事業計画（東三河広域連合第8期介護保険事業計画抜粋）

（1） 施策の展開に関する考え方

介護保険施策の展開に当たっては、東三河地域の高齢者を取り巻く現状と課題や第7期計画での施策の実施状況等を踏まえた「第8期計画の事業方針」に基づき事業を実施します。

また、東三河の地域分析等により、「介護人材の慢性的な不足」、「家族介護者の介護による負担」、「北部圏域における介護サービスの事業継続」については、この地域の特に大きな課題項目として捉えていることから、本計画における重点項目として取組みを推進します。

これら重点項目及び既存事業等の取組みについては、新型コロナウイルス感染症の対策として、新しい生活様式が定着する中で、3密回避などを意識した事業を実施します。

■ 本計画における重点項目

介護人材の確保と定着

家族介護者の負担軽減

北部圏域における介護サービスの事業継続支援

（2） 事業の整理区分

要介護・要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした「地域支援事業」、地域支援事業以外に東三河広域連合が独自に実施する「独自事業」、介護保険施設や地域密着型サービスを整備する「施設整備」を実施します。

また、「地域支援事業」については、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制の構築等がそれぞれの地域の実情に応じて実施されるよう、本計画期間中は次の3つの区分に整理して事業を実施します。

■ 本計画における事業区分と地域支援事業の整理区分一覧

| 事業区分 | 事業整理区分 | 事業内容 |
|--------|--------|--|
| 地域支援事業 | 区分① | <p>統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業</p> <p>統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業は、市町村で受けられるサービスの充実と平準化を図ります。</p> |
| | 区分② | <p>地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業</p> <p>異なる社会資源を活用して実施している事業は、市町村ごとに実施方法を委ね、地域の実情に応じた創意工夫のある事業を実施します。</p> |
| | 区分③ | <p>各市町村の必要性に応じて実施する事業</p> <p>社会資源の有無など、地域の特性により事業展開の必要性が異なる事業は、市町村に実施の有無を委ね、柔軟な地域づくりを推進します。</p> |
| 独自事業 | | <p>地域の課題解決に向けて、地域支援事業以外で東三河独自の事業を実施します。</p> |
| 施設整備 | | <p>介護需要を的確に見込み、必要となる介護保険施設等の整備を推進します。</p> |

(3) 第8期介護保険事業計画実施事業一覧

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 |
|---------------------------------|------------------------------|-------------------|
| <p>いかに誰もが健康でいきいきと暮らせる東三河の実現</p> | <p>1 だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河</p> | 1-1 介護予防活動の推進 |
| | | 1-2 自立支援活動の推進 |
| | <p>2 住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河</p> | 2-1 在宅医療・介護連携の推進 |
| | | 2-2 認知症施策の推進 |
| | | 2-3 家族介護者支援の推進 |
| | <p>3 充実した介護サービスを提供できる東三河</p> | 3-1 介護サービス基盤の充実 |
| | | 3-2 介護人材の確保と定着の支援 |
| | | 3-3 介護保険制度の円滑な運営 |

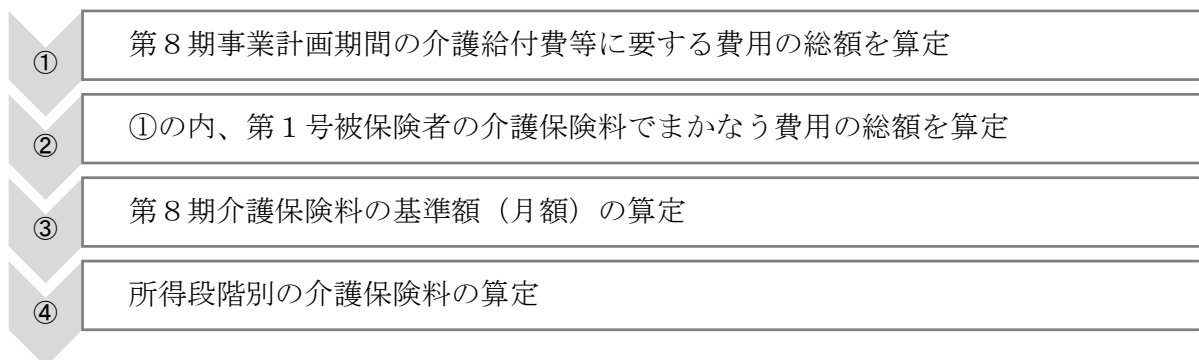
実施事業

| | |
|--------------------------------|------------------------------|
| 1 介護予防教室等の開催 地② | 2 介護予防活動の支援 地② |
| 3 リハビリテーション専門職の派遣 地① | 4 介護予防が必要な高齢者の早期発見 地② |
| 5 介護予防訪問サービス 地① | 6 広域型訪問サービス 地① |
| 7 介護予防通所サービス 地① | 8 広域型通所サービス 地① |
| 9 地域型通所サービス 地③ | |
| 1 生活支援コーディネーターの配置 地② | 2 協議体の設置 地② |
| 3 地域ケア会議の開催 地② | 4 生活支援ボランティアの養成 地③ |
| 5 生活支援ボランティアによる高齢者の支援 地③ | 6 配食サービスの実施 地② |
| 7 高齢者世話付住宅への生活援助員の派遣 地③ | 8 シニア人材の活用促進 独 |
| 9 地域型訪問サービス 地③ | 10 短期集中訪問サービス 地③ |
| 11 移動支援訪問サービス 地③ | 12 短期集中通所サービス 地③ |
| 13 介護ボランティアポイント制度の実施 地③ | 14 ◎就労的活動支援コーディネーターの配置 地③ |
| 1 地域の医療・介護資源の把握 地② | 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地② |
| 3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 地② | 4 医療・介護関係者の情報共有の支援 地② |
| 5 在宅医療・介護連携に関する相談支援 地② | 6 医療・介護関係者の研修 地② |
| 7 地域住民への普及啓発 地② | 8 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 地② |
| 9 地域ケア会議の開催〔再掲〕 地② | |
| 1 認知症支援体制の充実 地② | 2 GPSによる認知症高齢者家族支援サービスの推進 地① |
| 3 認知症高齢者・見守りSOSネットワークの推進 地② | 4 成年後見制度の利用に向けた支援 地① |
| 5 グループホーム入居者の負担軽減 地① | 6 認知症サポーターの養成 地② |
| 7 ◎認知症サポーター活動の促進 地② | 8 グループホームの整備 施 |
| 1 介護用品の購入支援 独 | 2 家族介護教室等の開催 地② |
| 3 高齢者疑似体験セットの貸出し 独 | 4 介護職員初任者研修の受講支援 独 |
| 5 ◎家族介護者のレスパイト(休息)支援 独 重 | 6 ◎小規模特別養護老人ホームの整備 施 |
| 7 グループホームの整備〔再掲〕 施 | |
| 1 地域包括支援センターの運営 地② | 2 地域ケア会議の開催〔再掲〕 地② |
| 3 ◎中山間地域における居宅サービスの確保・拡充 独 重 | 4 ◎小規模特別養護老人ホームの整備〔再掲〕 施 |
| 5 グループホームの整備〔再掲〕 施 | |
| 1 介護職員初任者研修の受講支援〔再掲〕 独 重 | 2 介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催 |
| 3 ◎民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施 独 重 | 4 ◎中山間地域の介護人材確保対策 独 重 |
| 5 ◎介護支援専門員資格の取得支援 独 重 | 6 ◎認知症高齢者等離設対策機器の導入支援 独 重 |
| 1 介護サービス事業者等の適正化の支援 地② | 2 ケアプラン作成能力向上の支援 地① |
| 3 介護給付費通知による適正化 地① | 4 介護保険指定事業者講習会の開催 独 |
| 5 ◎認知症高齢者等離設対策機器の導入支援〔再掲〕 独 | |

[凡例 ◎:新規事業 地:地域支援事業 独:独自事業 施:施設整備 重:重点取組事業]

(4) 介護保険料の算定方法

65歳以上の方（第1号被保険者）が負担する介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに伴い3年ごとに算定します。介護保険料を算定するための大まかな流れは以下のとおりです。



(5) 介護給付費等に要する費用の見込み

介護給付費等に要する費用は、以下のとおり令和3年度が約552億円、令和4年度が約568億円、令和5年度が約582億円と見込んでいます。

■ 介護給付費等に要する費用の総額 (単位：千円)

| 区 分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
|------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 介護給付費 | 51,993,000 | 53,413,000 | 54,724,000 | 160,130,000 |
| 介護サービス給付費 | 47,855,010 | 49,313,420 | 50,539,900 | 147,708,330 |
| 介護予防サービス給付費 | 1,607,040 | 1,641,980 | 1,673,600 | 4,922,620 |
| 高額介護サービス費 | 1,105,570 | 1,120,600 | 1,145,100 | 3,371,270 |
| 高額医療合算介護サービス費 | 150,920 | 155,400 | 159,100 | 465,420 |
| 特定入所者介護サービス費 | 1,247,460 | 1,153,600 | 1,177,300 | 3,578,360 |
| 審査支払手数料 | 27,000 | 28,000 | 29,000 | 84,000 |
| 地域支援事業費 | 3,203,000 | 3,363,000 | 3,405,000 | 9,971,000 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 1,998,000 | 2,046,000 | 2,083,000 | 6,127,000 |
| 包括的支援・任意事業費 | 1,205,000 | 1,317,000 | 1,322,000 | 3,844,000 |
| 保健福祉事業費 | 3,200 | 34,000 | 35,000 | 72,200 |
| 介護保険サービス費 総額 | 55,199,200 | 56,810,000 | 58,164,000 | 170,173,200 |

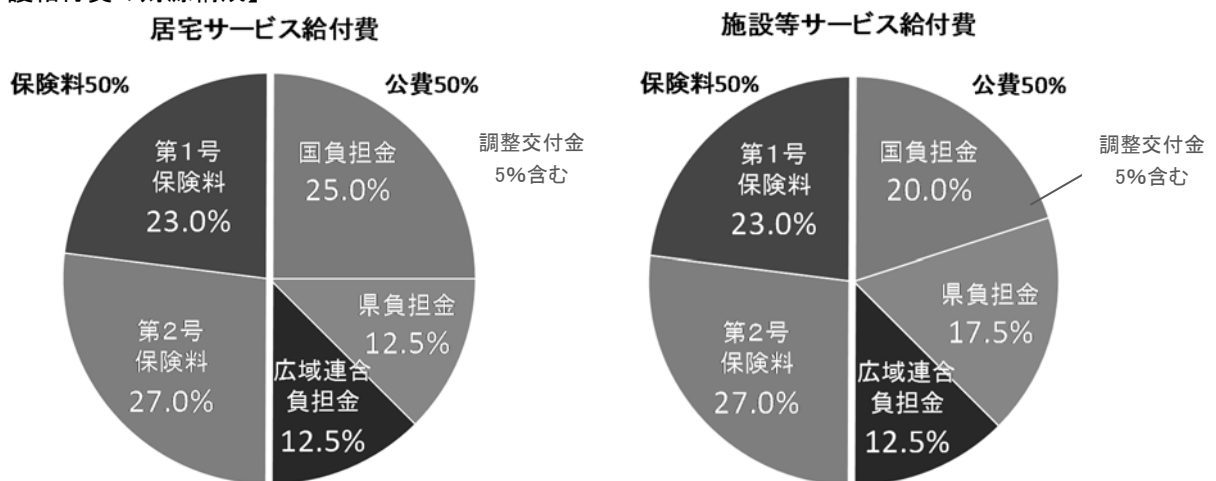
(6) 介護給付費等に要する費用の財源構成

介護給付費及び地域支援事業費に要する費用の内、1割（一定以上所得者は2割、特に所得の高い者は3割）はサービスを利用した本人が負担し、残りの7～9割は介護保険から支払われます。介護保険から支払う費用の内、50%は国、県、広域連合が公費で支払い、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者（広域連合が介護保険料を徴収）と40歳以上64歳以下の第2号被保険者（医療保険と一緒に徴収）が支払う介護保険料で負担します。ただし、地域支援事業費の内、包括的支援事業及び任意事業については、第2号被保険者負担分は公費が充てられます。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口比によって定められ、第8期事業計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%で、第7期事業計画期間と同じ割合になります。第8期事業計画期間の財源構成は、以下のとおりです。

■介護給付費、地域支援事業費の財源構成（第8期）

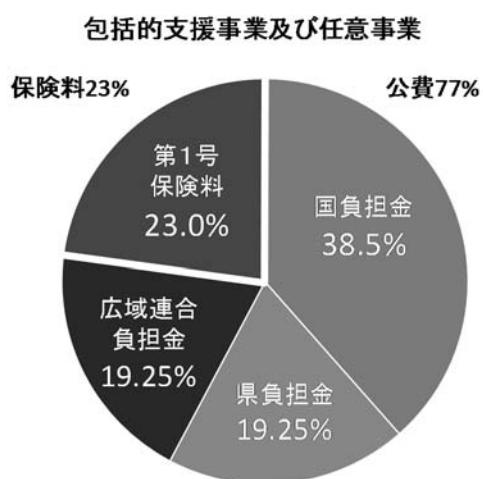
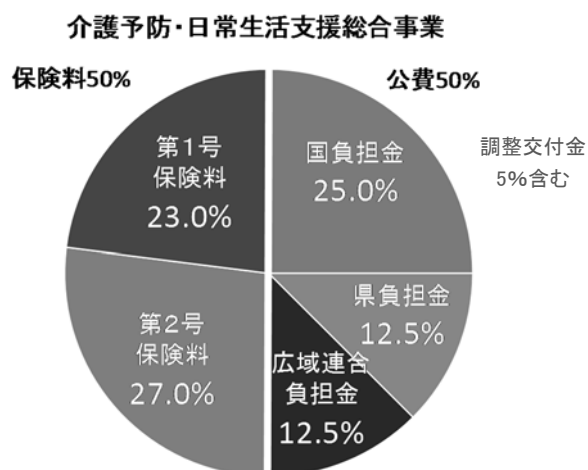
【介護給付費の財源構成】



※居宅サービス給付費 : 施設等給付費以外の介護給付費

※施設等サービス給付費 : 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院含む）、特定施設入居者生活介護（介護予防）、特定施設入居者生活介護にかかる給付費、施設等サービスに係る審査支払手数料

【地域支援事業費の財源構成】



※介護給付費及び地域支援事業費の調整交付金は3.48%の見込み

【保健福祉事業費の財源構成】

第1号保険料 100%

(7) 第8期介護保険料の算定

第8期事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料は、以下のとおり算定します。

① 第1号被保険者の保険料でまかなう費用総額

$$\begin{aligned}
 & \left(\begin{array}{c} \text{第8期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{介護給付費総額} \\ (160,130,000 \text{ 千円}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{第1号被保険者} \\ \text{の負担率} \\ (23.0\%) \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{第8期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{地域支援事業費総額} \\ (9,971,000 \text{ 千円}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{第1号被保険者} \\ \text{の負担率} \\ (23.0\%) \end{array} \right) \\
 & + \begin{array}{c} \text{第8期事業計画} \\ \text{期間における} \\ \text{保健福祉事業費総額} \\ (72,200 \text{ 千円}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{第8期事業計画期間} \\ \text{における財政調整交付} \\ \text{金} \\ \text{(給付費等の5.0\%)} \\ (8,312,850 \text{ 千円}) \end{array} - \begin{array}{c} \text{第8期事業計画期間における} \\ \text{財政調整交付金交付見込額} \\ \text{(実際の交付割合3.48\%)} \\ (5,779,941 \text{ 千円}) \end{array}
 \end{aligned}$$

※財政調整交付金は、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。財政調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。なお、東三河広域連合では交付割合を平均3.48%と想定して算出しています。

② 必要保険料基準月額

$$\begin{array}{c} \text{①第1号被保険者の} \\ \text{保険料でまかなう} \\ \text{費用総額} \\ (41,728,339 \text{ 千円}) \end{array} \div \begin{array}{c} \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ (99.1\%) \end{array} \div \begin{array}{c} \text{補正} \\ \text{被保険者数} \\ (644,233 \text{ 人}) \end{array} \div 12 \text{ カ月} \doteq 5,447 \text{ 円}$$

※予定保険料収納率は、東三河8市町村の過去3年間の加重平均を設定しています。

※補正被保険者数は、基準額に対する保険料率を各所得段階の人口に掛け合わせたもので、年度ごとに補正被保険者数を算出した3年間の合計値です。

③ 介護保険給付費等準備基金による保険料基準月額の軽減

介護保険の健全かつ円滑な運営を図るため東三河広域連合では、介護保険給付費等準備基金を設置しています。第8期事業計画期間は、基金を約35億円活用することで、保険料基準月額457円の軽減を図ります。

$$\begin{array}{c} \text{②必要保険料} \\ \text{基準月額} \\ (5,447 \text{ 円}) \end{array} - \begin{array}{c} \text{介護給付費等準備基金} \\ \text{取り崩しによる抑制} \\ (457 \text{ 円}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料基準月額} \\ 4,990 \text{ 円} \end{array}$$

※第8期事業計画より、東三河広域連合に基金が一本化されていることから、構成市町村の保険料基準月額が統一となります。

(8) 第8期介護保険料の所得段階区分及び保険料率

第8期事業計画では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

① 低所得者層の保険料率の軽減

第2段階の方の保険料率を国標準の0.75から0.65、また第4段階の方の保険料率を国標準の0.90から0.85にすることで、低所得者層の方の負担を軽減します。

② 課税層の多段階設定（第9段階の細分化）

負担能力に応じた保険料負担の観点から、第7期事業計画期間同様に国標準の第9段階目を4段階に細分化して、第10段階から第12段階を設定します。第10段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方」、第11段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方」、第12段階は「本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方」の所得要件を満たす方とします。

また、第10段階の保険料率を1.80、第11段階の保険料率を2.00（第7期は1.90）第12段階の保険料率を2.20（第7期は2.00）に設定します。

■ 国標準と広域連合第8期事業計画の比較

<国標準>

| 段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 | 第7段階 | 第8段階 | 第9段階 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 保険料率 | 0.50 | 0.75 | 0.75 | 0.90 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 |

<広域連合>

| 段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 | 第5段階 | 第6段階 | 第7段階 | 第8段階 | 第9段階 | 第10段階 | 第11段階 | 第12段階 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 保険料率 | 0.50 | 0.65 | 0.75 | 0.85 | 1.00 | 1.20 | 1.30 | 1.50 | 1.70 | 1.80 | 2.00 | 2.20 |

③ 所得段階別の介護保険料

第8期事業計画の介護保険料は、保険料基準額に所得段階別の保険料率を乗じて算定します。なお、介護保険法施行規則の改正を考慮し、第7段階から第9段階を区分けする基準所得金額を以下のとおり変更します。

■ 保険料段階を区分する基準所得金額の一部変更

| 区分する段階 | 基準所得金額（第7期） | 基準所得金額（第8期） |
|-----------|-------------|-------------|
| 第7段階と第8段階 | 200万円 | 210万円 |
| 第8段階と第9段階 | 300万円 | 320万円 |

■ 所得段階別の介護保険料

| 段階 | 対 象 者 | 保険料率 | 保険料年額 (保険料月額) |
|------|---|----------------------|-------------------------|
| 第 1 | ・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方 | 基準額 ×0.50 | 29,940 円 (2,495 円) |
| 第 2 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の方 | 基準額 ×0.65 | 38,922 円 (3,243 円) |
| 第 3 | ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 120 万円を超える方 | 基準額 ×0.75 | 44,910 円 (3,742 円) |
| 第 4 | ・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円以下の方 | 基準額 × <u>0.85</u> | 50,898 円 (4,241 円) |
| 第 5 | ・本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超える方 | 基準額 | 59,880 円 (4,990 円) |
| 第 6 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方 | 基準額 ×1.20 | 71,856 円 (5,988 円) |
| 第 7 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 <u>210</u> 万円未満の方 | 基準額 ×1.30 | 77,844 円 (6,487 円) |
| 第 8 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が <u>210</u> 万円以上 <u>320</u> 万円未満の方 | 基準額 ×1.50 | 89,820 円 (7,485 円) |
| 第 9 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が <u>320</u> 万円以上 <u>500</u> 万円未満の方 | 基準額 ×1.70 | 101,796 円 (8,483 円) |
| 第 10 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満の方 | 基準額 ×1.80 | 107,784 円 (8,982 円) |
| 第 11 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満の方 | 基準額 × <u>2.00</u> | 119,760 円 (9,980 円) |
| 第 12 | ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方 | 基準額 × <u>2.20</u> | 131,736 円 (10,978 円) |

※下線部分が第 7 期事業計画期間からの変更箇所です。

※各段階における保険料月額は、保険料年額を 12 で割った参考値（円未満の端数は切捨て）です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の額）を控除して得た額です。

※第 1 段階から第 5 段階までの「合計所得金額」は、課税年金の所得金額（所得税法第 3 5 条第 2 項第 1 号に規定の額をいう。以下同じ。）及び当該合計所得金額に給与所得（所得税法第 2 8 条第 1 項の金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、当該給与所得の金額（租税特別措置法第 4 1 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除が行われている場合には、当該控除額を加えた額）から 10 万円を控除して得た額です。

※第 6 段階以上の「合計所得金額」に、給与所得又は課税年金の所得金額が含まれている場合には、当該給与所得又は課税年金の所得金額の合計額から 10 万円を控除して得た額です。

④ 第1段階から第3段階の方の保険料の軽減について

第8期事業計画期間において、保険料所得段階の第1段階から第3段階の方については、国の制度により保険料の軽減を図ります。軽減を行う幅については、第7期事業計画期間と同様に、国の基準の範囲内で定めます。なお、保険料軽減分の財源は公費の投入により、国が2分の1、県が4分の1、広域連合が4分の1の割合で負担します。

■ 公費投入による保険料の軽減

| 軽減後の保険料率 | | 軽減後の保険料年額 (軽減後の保険料月額) |
|----------|------------------|--------------------------|
| 第1段階 | 保険料率 0.50 → 0.30 | 17,964 円 (1,497 円) |
| 第2段階 | 保険料率 0.65 → 0.50 | 29,940 円 (2,495 円) |
| 第3段階 | 保険料率 0.75 → 0.70 | 41,916 円 (3,493 円) |

※各段階における保険料月額は、保険料年額を12で割った参考値です。

2 第8期介護保険事業計画の基本指針（国）

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定。

2 地域共生社会の実現

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載。

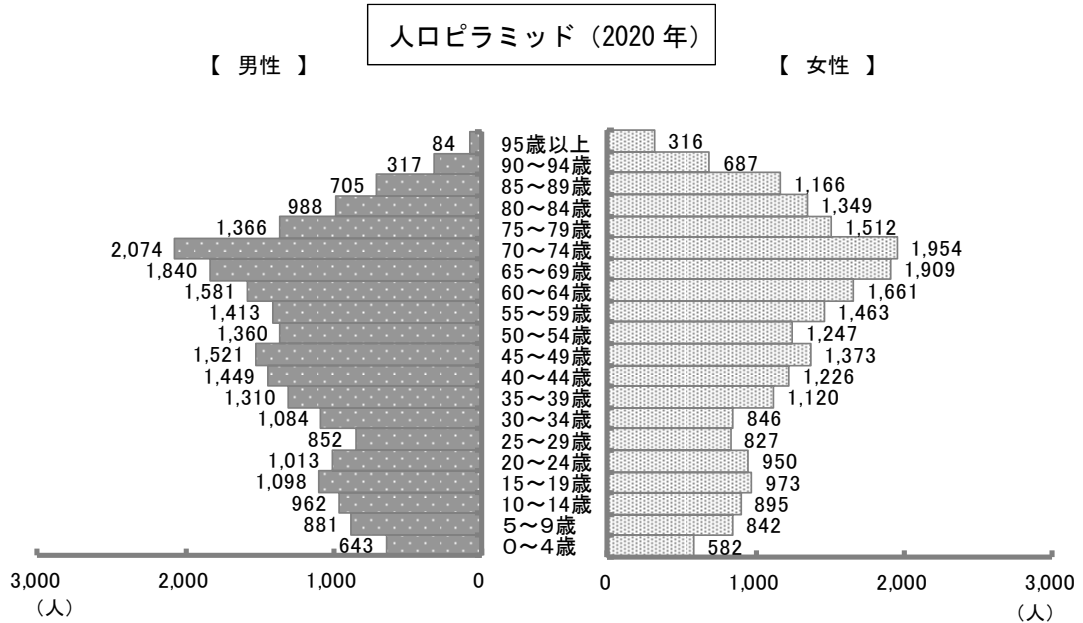
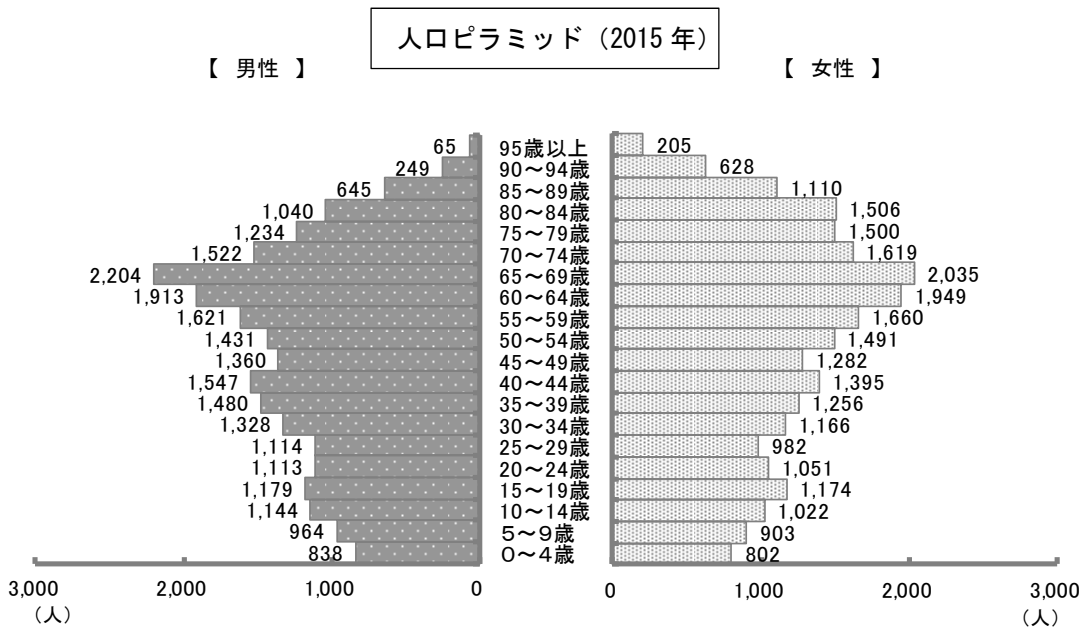
7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載。

3 新都市の現状と将来予測

(1) 新都市人口ピラミッド

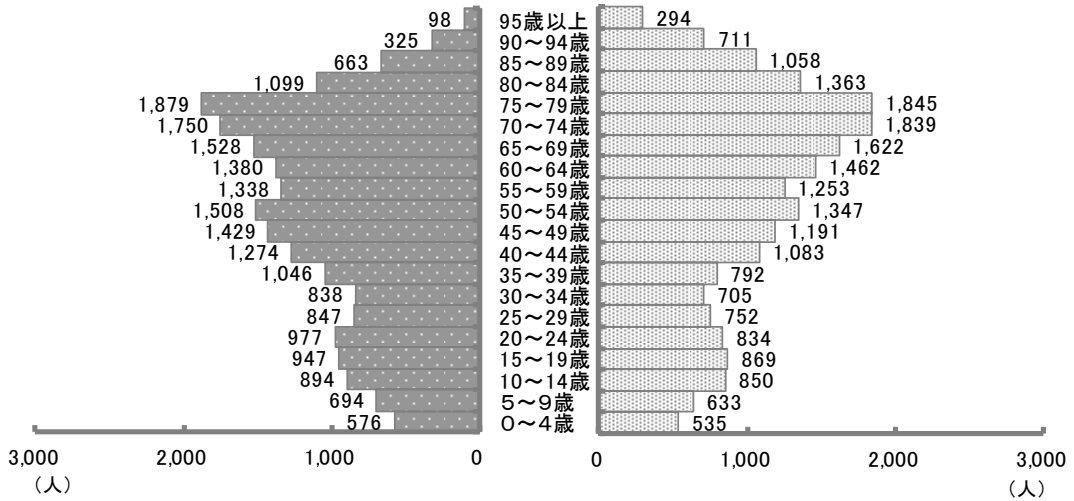
第1次ベビーブームと言われる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）の方が70歳以上の高齢者になり、高齢者人口が増えていく中で、支え手となる生産年齢人口*が少ない、少子高齢化の典型的な「つぼ型」になっています。ピラミッドの中で一番人口の多い帯が、団塊の世代の属する年齢層となっています。



人口ピラミッド (2025年)

【 男性 】

【 女性 】

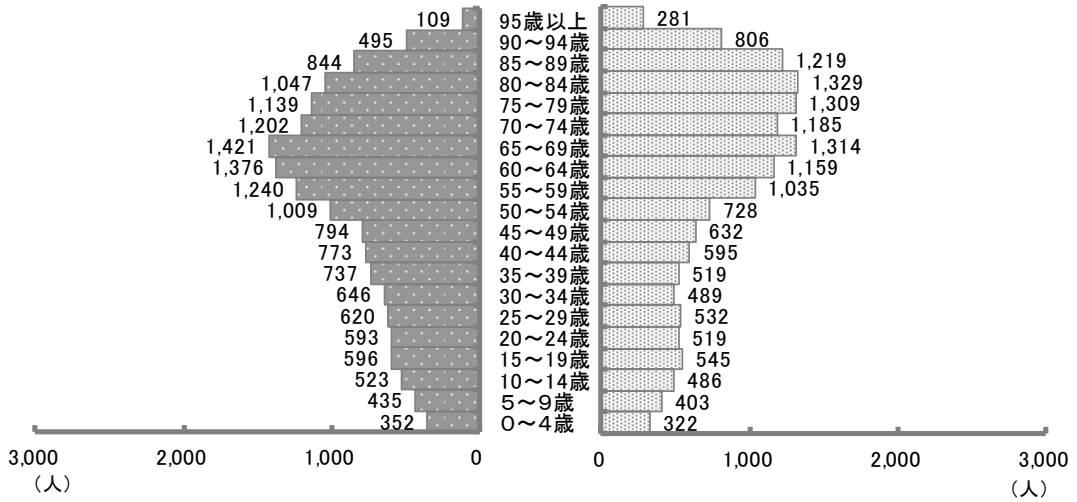


資料：住民基本台帳人口（令和元年10月1日）を基準日として推計

人口ピラミッド (2040年)

【 男性 】

【 女性 】

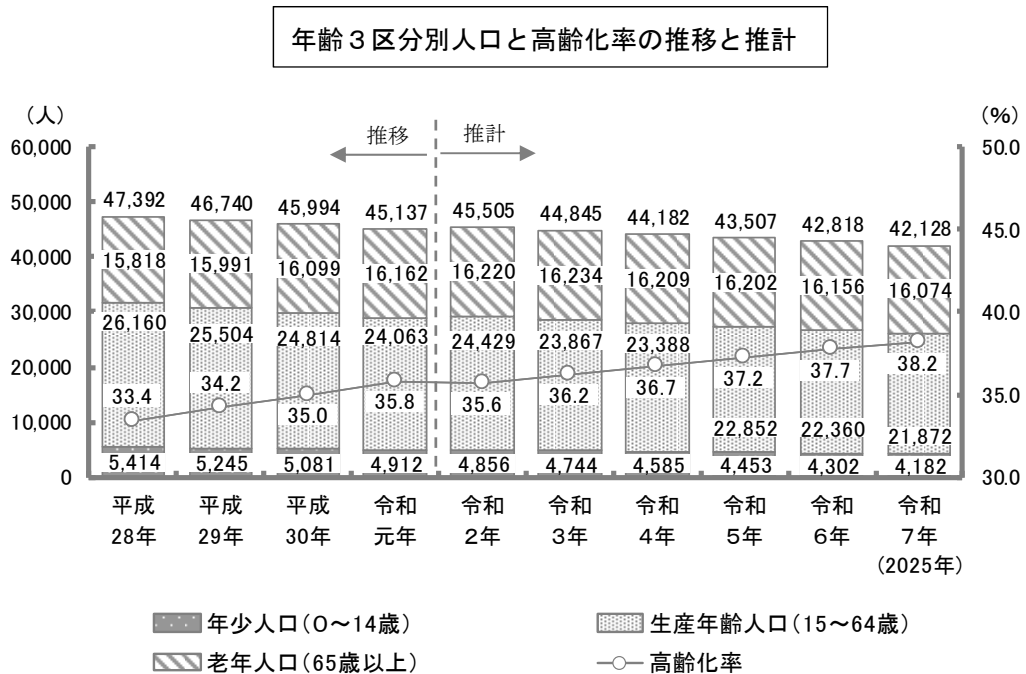


資料：住民基本台帳人口（令和元年10月1日）を基準日として推計

(2) 総人口と高齢化率の推移と推計

本市の人口の推移をみると、平成28（2016）年より減少傾向で、令和元（2019）年では45,137人となっています。また、年齢3区分別人口の構成の推移をみると、0～14歳は減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は令和元（2019）年で35.8%となっていますが、予測では令和3年をピークに老年人口も減少に転じます。

その後も、人口は減少し続け、総人口は令和7（2025）年で42,128人、高齢化率は38.2%と予測されます。

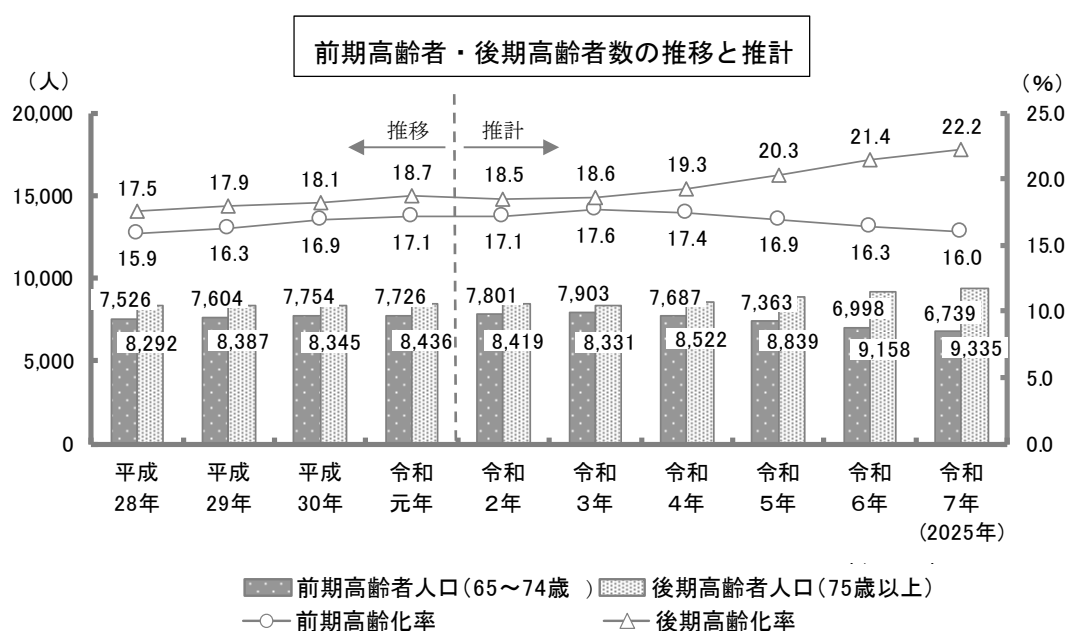


資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(3) 前期高齢者・後期高齢者数の推移と推計

本市の前期高齢者・後期高齢者の推移をみると、令和元（2019）年の前期高齢者は7,726人で前期高齢化率は17.1%、後期高齢者は8,436人で後期高齢化率は18.7%となっています。

その後、令和7（2025）年では前期高齢化率は16.0%と減少し、後期高齢化率は22.2%と上昇することが予測されます。

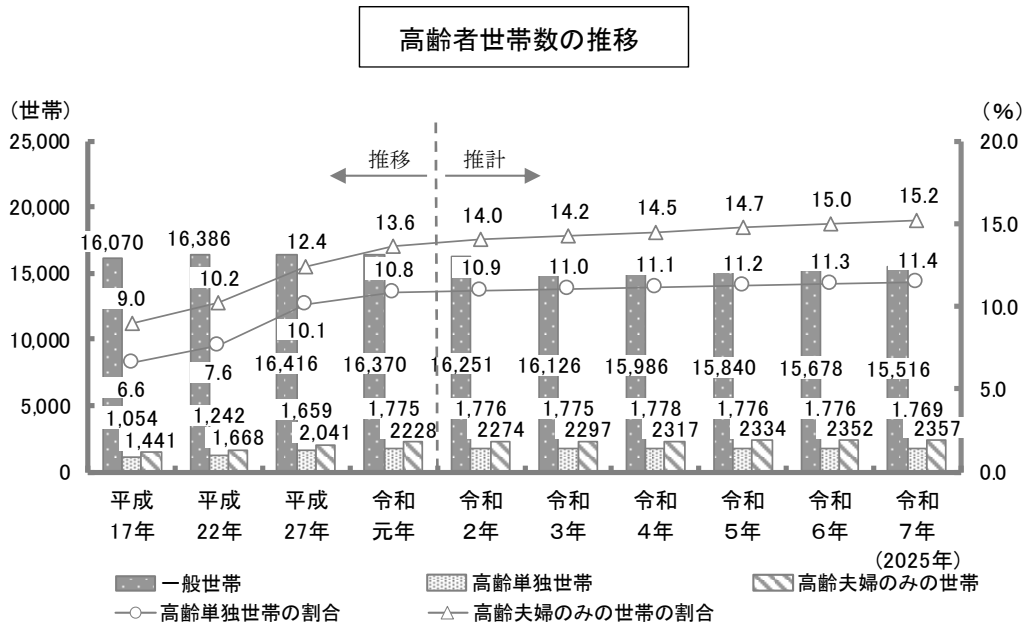


資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、
推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(4) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数の推移をみると、高齢単独世帯と高齢者夫婦のみの世帯は増加しており、令和元（2019）年では高齢単独世帯は1,775世帯、高齢夫婦のみの世帯は2,228世帯となっています。また、高齢単独世帯の割合と高齢夫婦のみの世帯の割合は、ともに平成17（2005）年より増加しています。

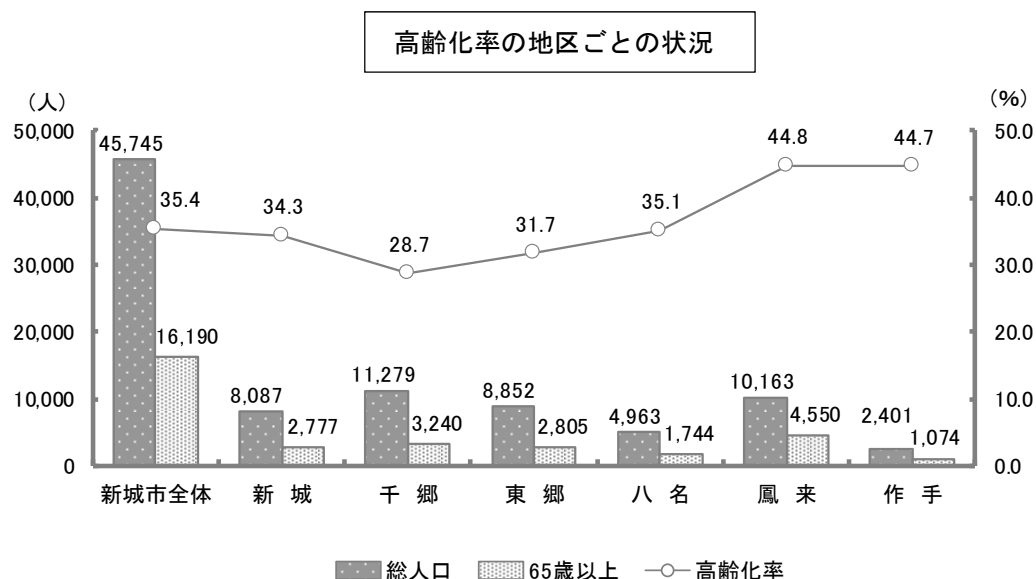
その後、高齢単独世帯は横ばいで推移し、高齢夫婦のみの世帯は増加することが予測されています。



資料：平成17年～平成27年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳人口10月1日現在
 推計は令和元年10月1日を基準日として算出

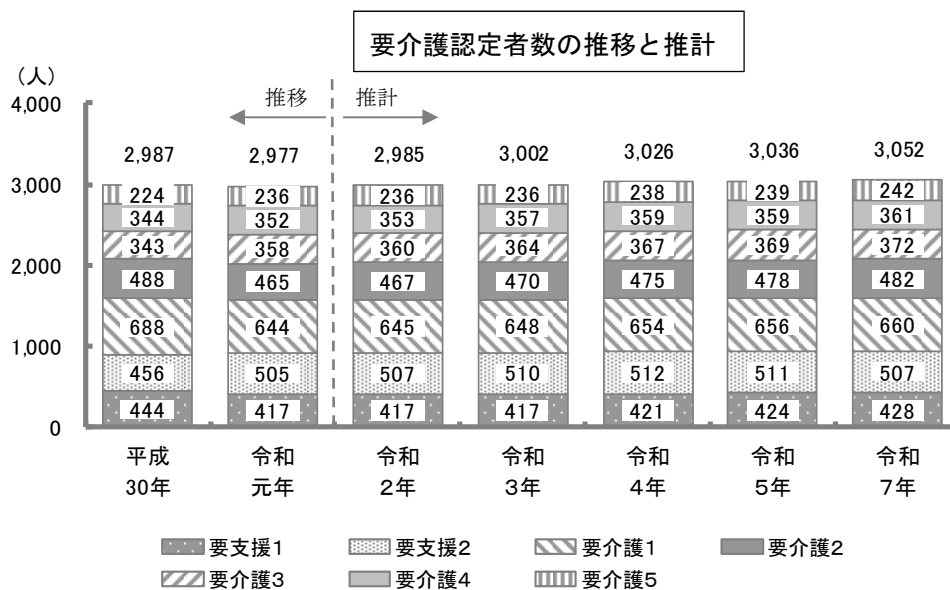
(5) 高齢化率の日常生活圏域ごとの状況

高齢化率の地区ごとの状況をみると、鳳来で高齢化率が44.8%と最も高く、次いで作手で44.7%、八名で35.1%となっています。



(6) 要介護認定者数の推移と推計

要介護認定者数の推移と推計をみると、わずかに増減を繰り返し、令和元（2019）年では2,977人となっています。今後も認定者数は増加し続け、令和7（2025）年では3,052人になると予測されます。



(7) 性別・要介護度別の認定者数（令和元年度）

性別・要介護度別の認定者数をみると、男性では85～89歳の要介護1が70人で最も多く、次いで90歳以上の要介護1が54人、80～84歳の要介護1と85～89歳の要介護2が45人となっています。

女性では、男性と同様に、85～89歳の要介護1が141人と最も多く、次いで90歳以上の要介護1が138人、85～89歳の要支援2が121人となっています。

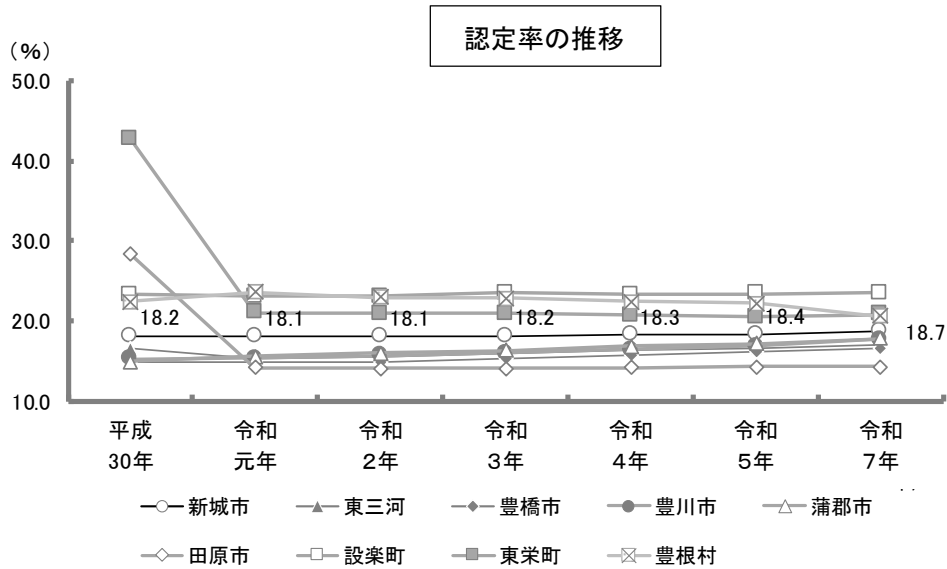
性別・要介護度別の認定者数（令和元年度）

| | | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 男性 | 65～69歳 | 10 | 14 | 8 | 6 | 3 | 5 | 11 |
| | 70～74歳 | 11 | 18 | 10 | 9 | 15 | 17 | 8 |
| | 75～79歳 | 19 | 12 | 24 | 20 | 21 | 11 | 8 |
| | 80～84歳 | 23 | 26 | 45 | 36 | 24 | 19 | 15 |
| | 85～89歳 | 33 | 39 | 70 | 45 | 20 | 30 | 17 |
| | 90歳以上 | 26 | 35 | 54 | 44 | 27 | 22 | 8 |
| 女性 | 65～69歳 | 3 | 15 | 3 | 8 | 3 | 6 | 6 |
| | 70～74歳 | 13 | 21 | 8 | 11 | 8 | 10 | 6 |
| | 75～79歳 | 43 | 29 | 34 | 27 | 11 | 13 | 19 |
| | 80～84歳 | 80 | 74 | 101 | 45 | 29 | 35 | 24 |
| | 85～89歳 | 88 | 121 | 141 | 86 | 67 | 60 | 32 |
| | 90歳以上 | 61 | 92 | 138 | 120 | 117 | 120 | 76 |

資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

(8) 認定率の推移と推計

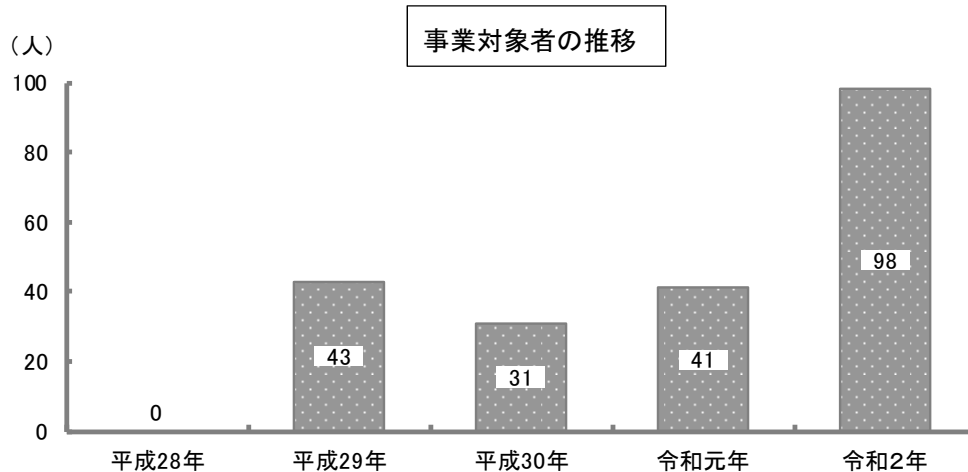
認定率の推移と推計をみると、令和元（2019）年の18.1%から、令和5（2023）年は18.4%、令和7（2025）年は18.7%と上昇することが予測されます。



資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

(9) 事業対象者の推移

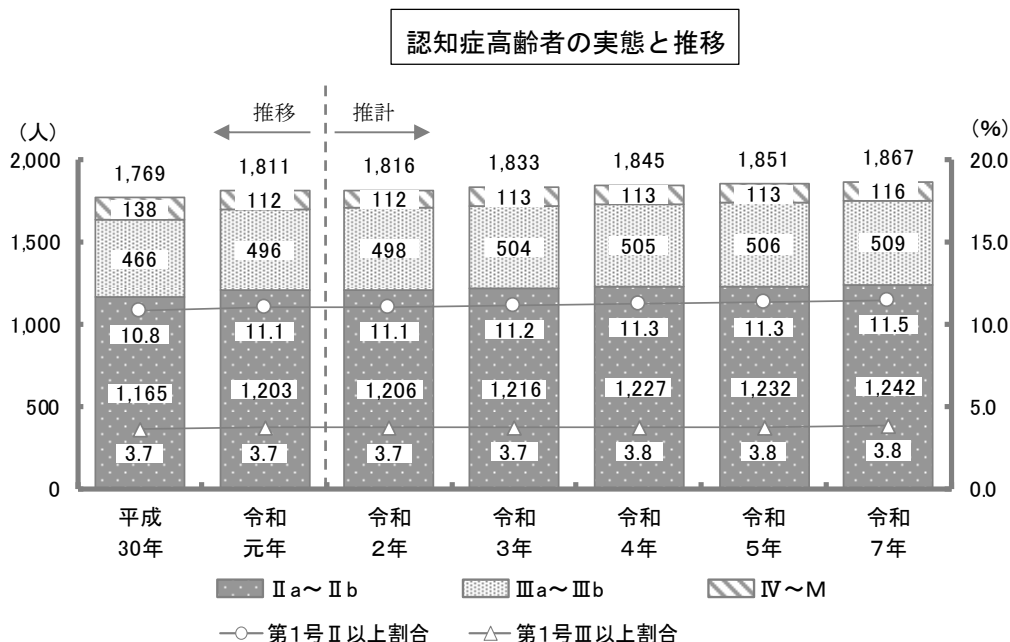
事業対象者の推移をみると、令和2（2020）年では98人と前年と比較するとおよそ2.4倍となっています。



資料：庁内調べ（各年10月1日現在）

(10) 認知症高齢者の実態と推計

認知症高齢者の実態と推計をみると、令和元（2019）年の1,811人から、令和5（2023）年は1,851人、令和7（2025）年は1,867人と予測されます。

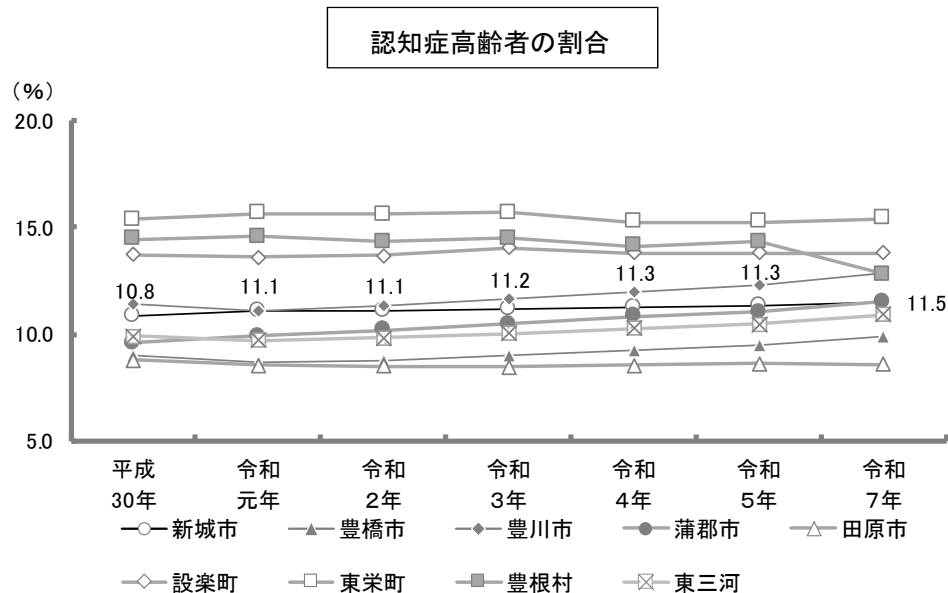


資料：市提供資料

| レベル | 判断基準 | 見られる症状・行動の例 |
|-------|--|--|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 | |
| II | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 | |
| II a | 家庭外で上記IIの状態がみられる。 | たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等 |
| II b | 家庭内で上記IIの状態がみられる。 | 服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等 |
| III | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 | |
| III a | 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| III b | 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。 | ランクIII aに同じ |
| IV | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 | ランクIIIに同じ |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 | せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等 |

(11) 認知症高齢者の割合の推移と推計

認知症高齢者割合の推移と推計をみると、令和元（2019）年の11.1%から、令和5（2023）年は11.3%、令和7（2025）年は11.5%と予測されます。

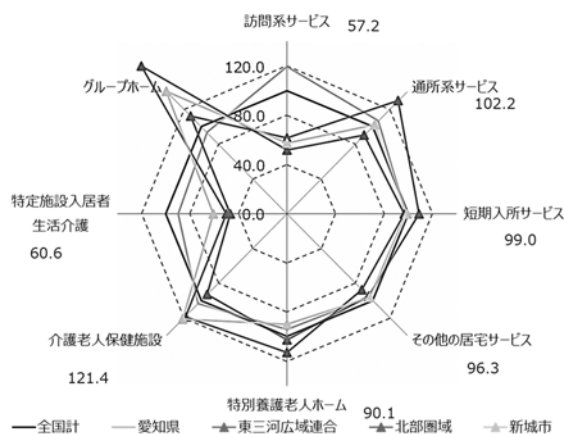


資料：市提供資料

(12) 介護保険給付額の状況

サービス類型別の要介護認定者1人あたりの介護保険給付額をみると、全国と比べ、新城市はグループホームや介護老人保健施設の給付額が高く、訪問系や特定施設の給付額が低くなっています。東三河広域連合の構成市町村の中で訪問系のサービスが少なく、在宅介護の継続がしづらい現状が当該給付額の実態に影響していることが考えられます。

サービス類型別の要介護認定者1人あたりの介護保険給付額



資料：地域分析に伴う市町村ヒアリング資料

4 高齢者等実態把握調査結果

本調査は、東三河広域連合が実施した高齢者ニーズ調査及び要介護等認定者ニーズ調査(令和元年8月1日～8月16日)を参考に、高齢者等の介護予防、生活支援、医療、介護、住まいに関する実態と今後の意向等の現状把握を行ったものです。

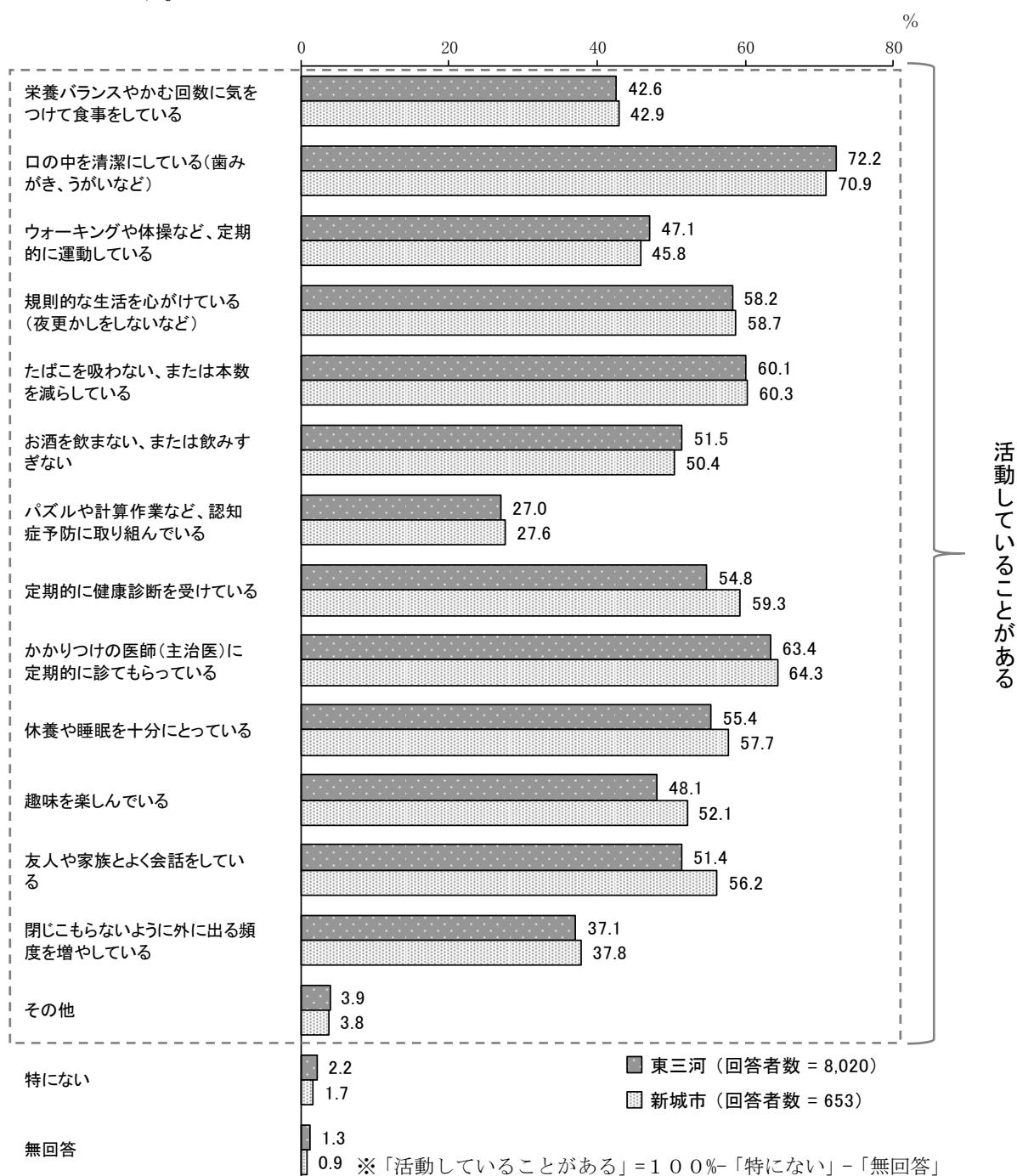
- ・集計は、%表示での小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が100%にならない場合があります。
- ・回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- ・本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。



(1) 高齢者二一ズ調査結果

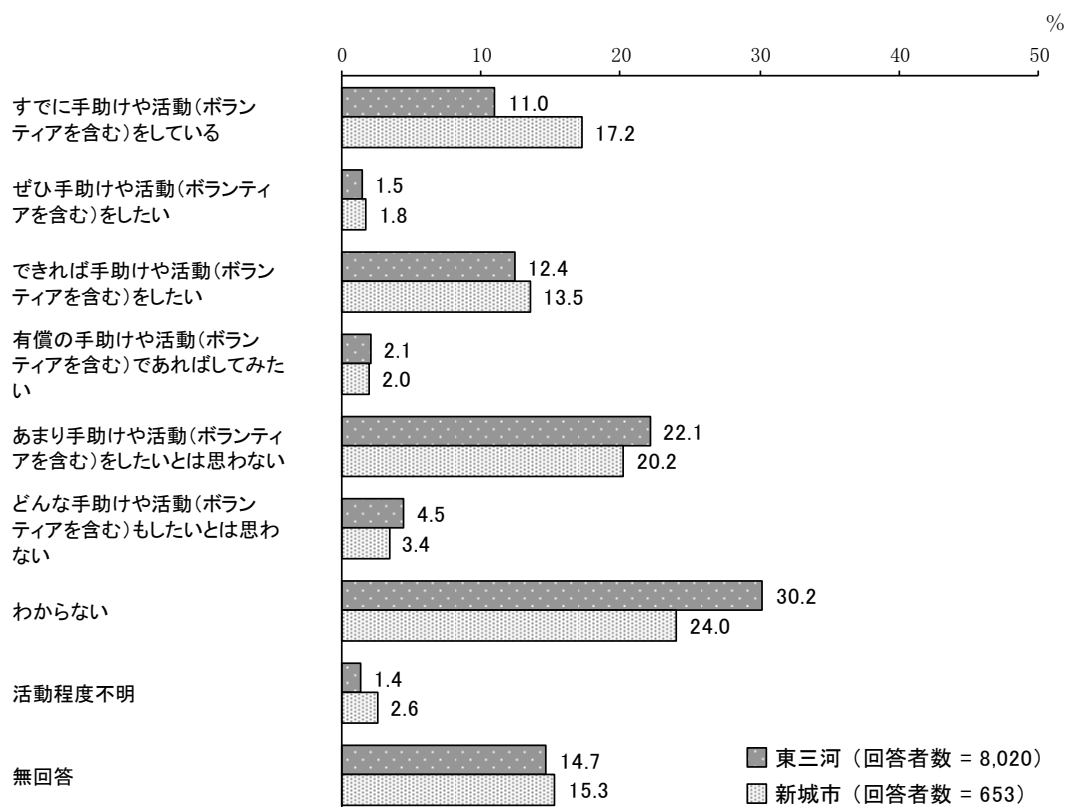
① 健康や介護予防、認知症予防のための活動

健康や介護予防、認知症予防のための活動について、『活動していることがある』の割合が97.4%となっています。具体的な内容としては、「口の中を清潔にしている（歯みがき、うがいなど）」の割合が70.9%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師（主治医）に定期的に診てもらっている」の割合が64.3%、
「たばこを吸わない、または本数を減らしている」の割合が60.3%となっています。



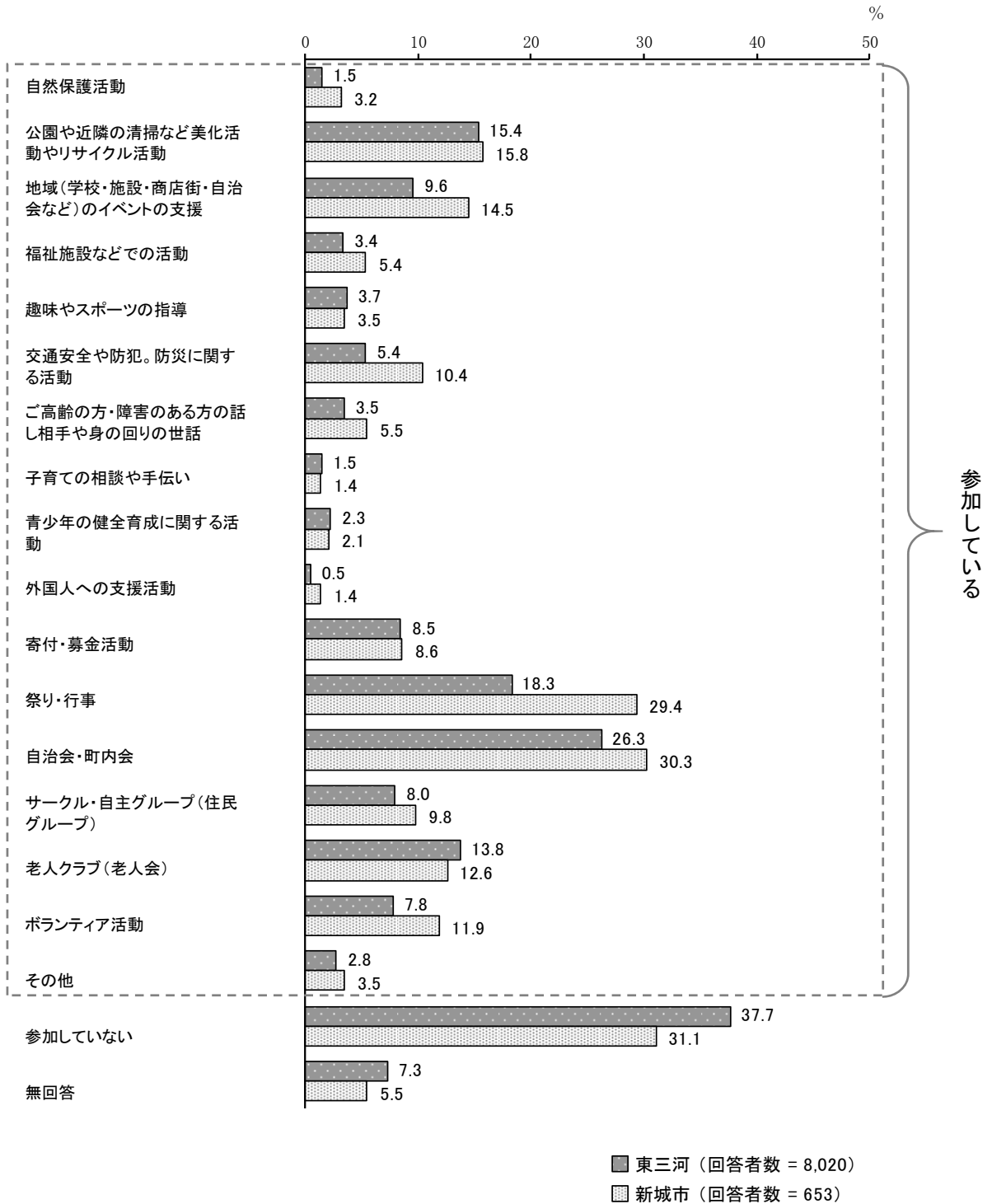
② 他の人の手助けや活動（ボランティアを含む）への希望

他の人の手助けや活動（ボランティアを含む）への希望について、「わからない」の割合が24.0%と最も高く、次いで、「あまり手助けや活動をしたいとは思わない」の割合が20.2%、「すでに手助けや活動をしている」の割合が17.2%となっています。



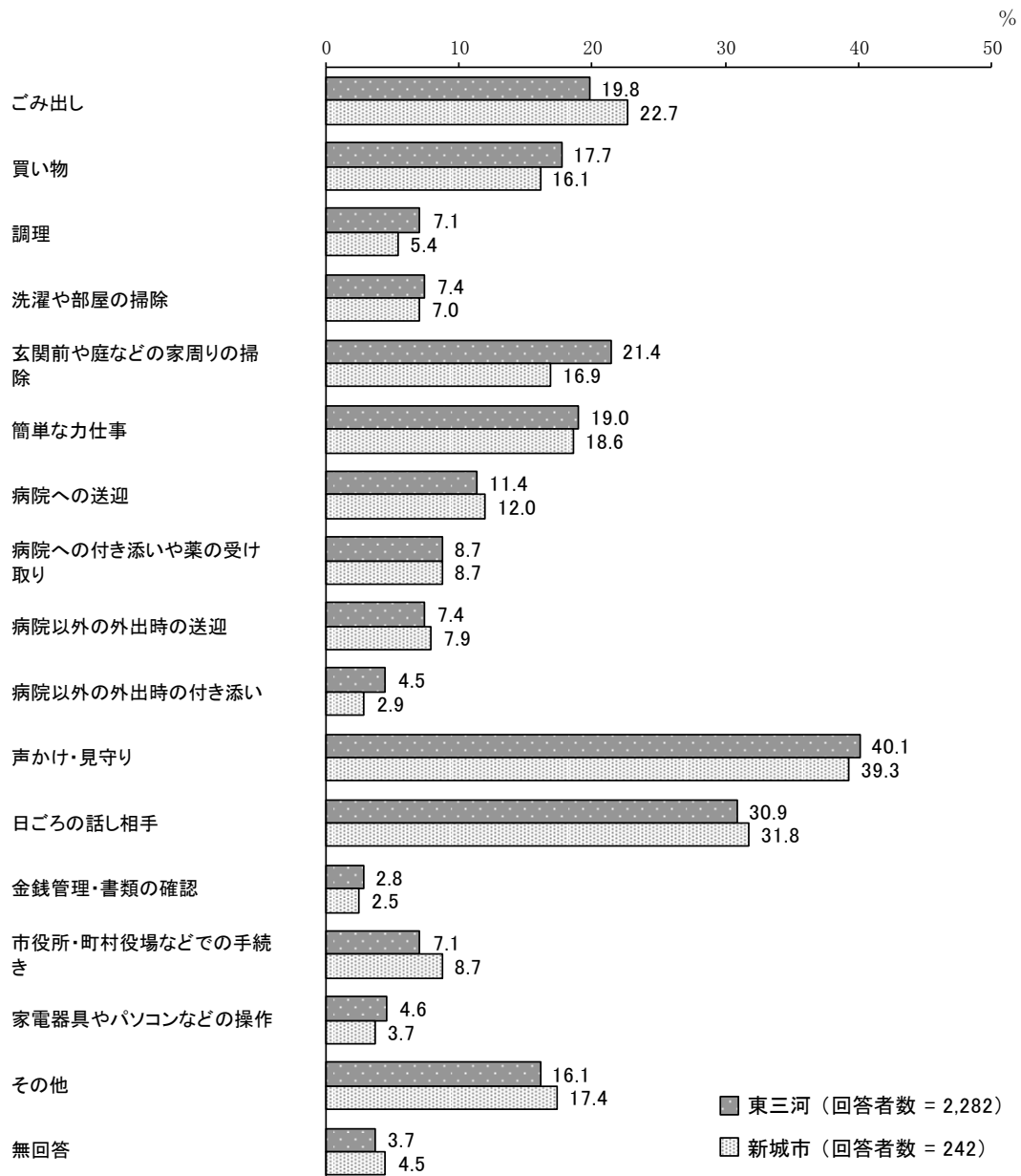
③ 地域活動や社会活動への参加

地域活動や社会活動への参加について、「参加していない」の割合が31.1%と最も高く、次いで、「自治会・町内会」の参加の割合が30.3%、「祭り・行事」の割合が29.4%となっています。



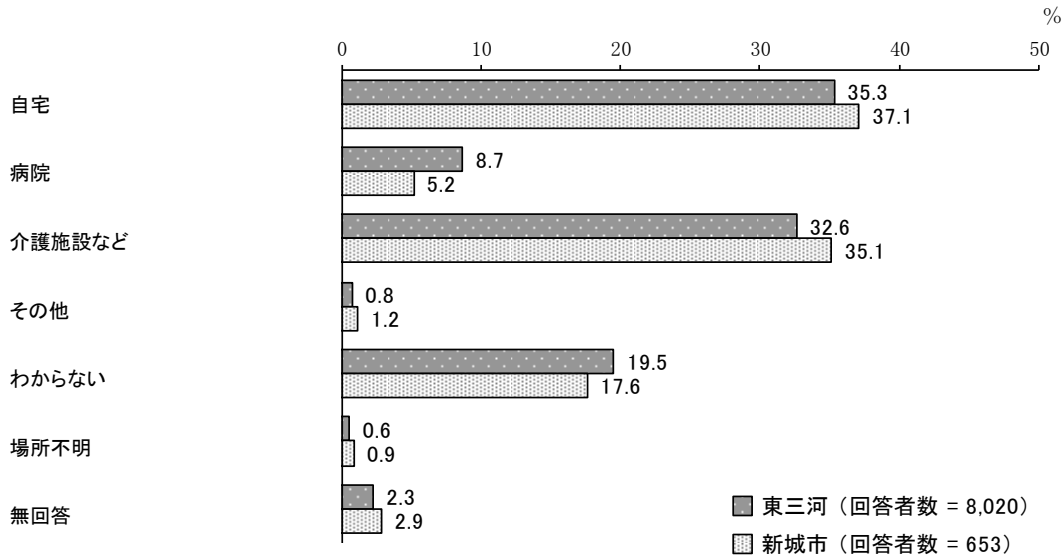
④ 希望する他の人の手助けや活動（ボランティアを含む）の内容

希望する他の人の手助けや活動（ボランティアを含む）の内容について、「声かけ・見守り」の割合が39.3%で最も高く、次いで、「日ごろの話し相手」の割合が31.8%、「ごみ出し」の割合が22.7%となっています。



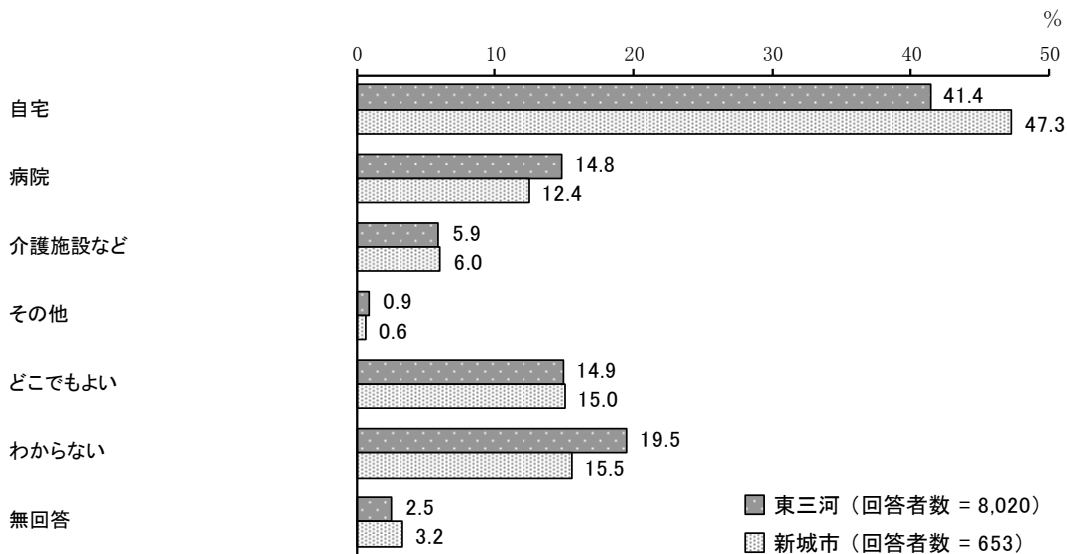
⑤ 将来、介護を受けたい場所

将来、介護を受けたい場所について、「自宅」の割合が37.1%と最も高く、次いで「介護施設など」の割合が35.1%、「わからない」の割合が17.6%となっています。



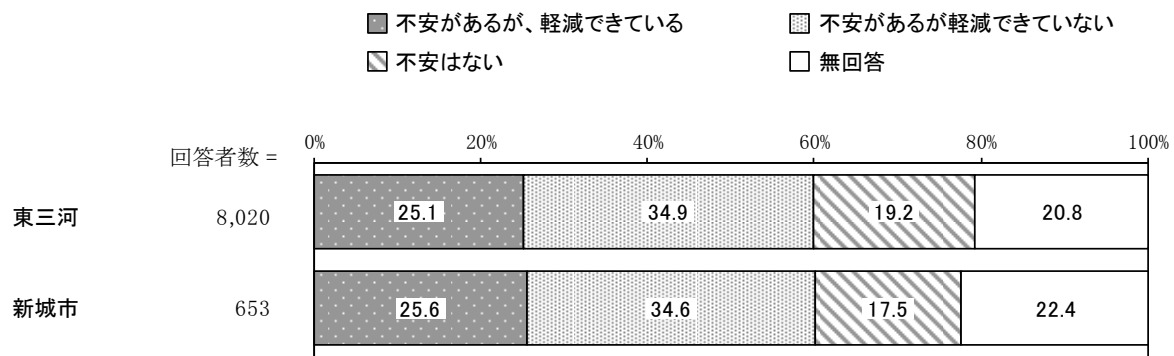
⑥ 最期を迎えたい場所

最期を迎えたい場所について、「自宅」の割合が47.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が15.5%、「どこでもよい」の割合が15.0%となっています。



⑦ 将来、ご自身やご家族が認知症になるおそれがあることに対する不安

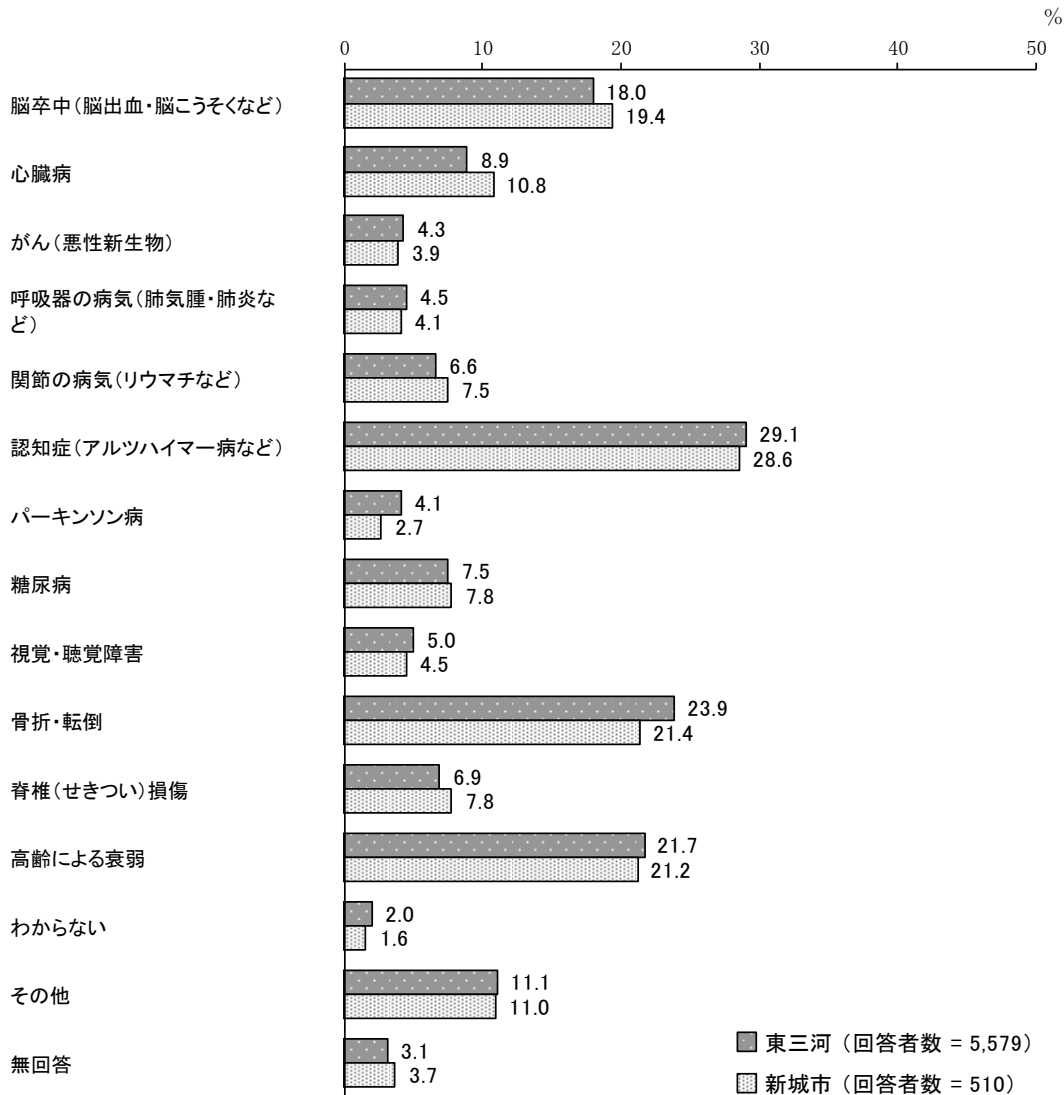
将来、ご自身やご家族が認知症になるおそれがあることに対する不安について、「不安があるが軽減できていない」の割合が34.6%と最も高く、次いで「不安があるが、軽減できている」の割合が25.6%、「不安はない」の割合が17.5%となっています。



(2) 要介護等ニーズ調査結果

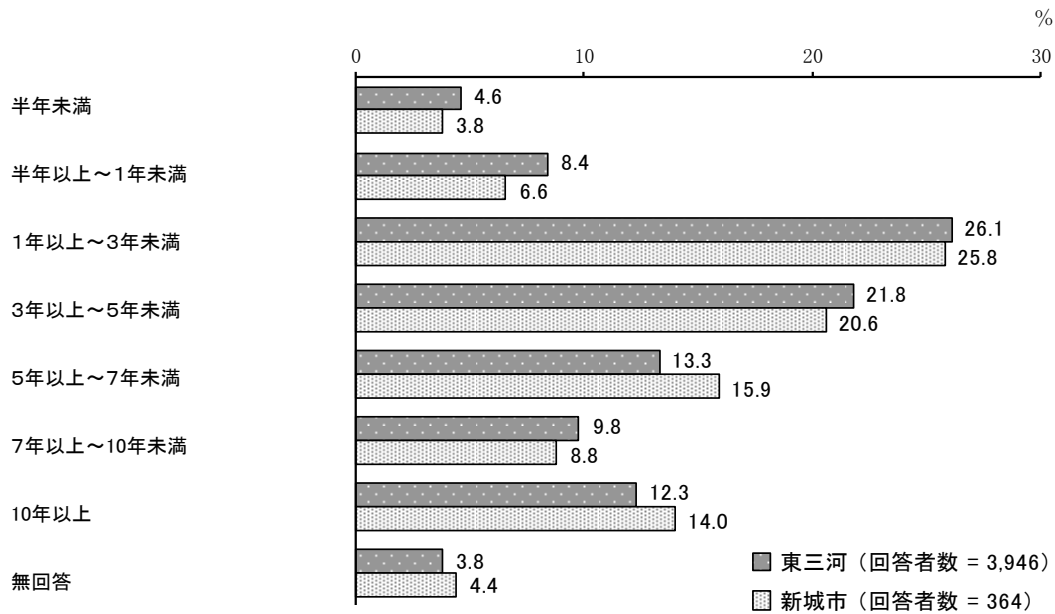
① 介護が必要となった原因

介護が必要となった原因について、「認知症（アルツハイマー病など）」の割合が28.6%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が21.4%、「高齢による衰弱」の割合が21.2%となっています。



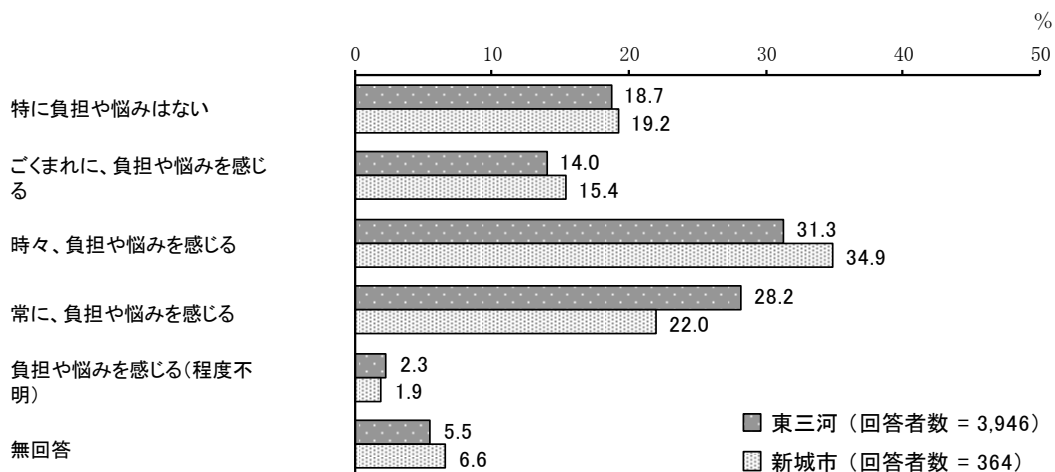
② 介護期間

介護期間について、「1年以上～3年未満」の割合が25.8%と最も高く、次いで「3年以上～5年未満」の割合が20.6%、「5年以上～7年未満」の割合が15.9%となっています。



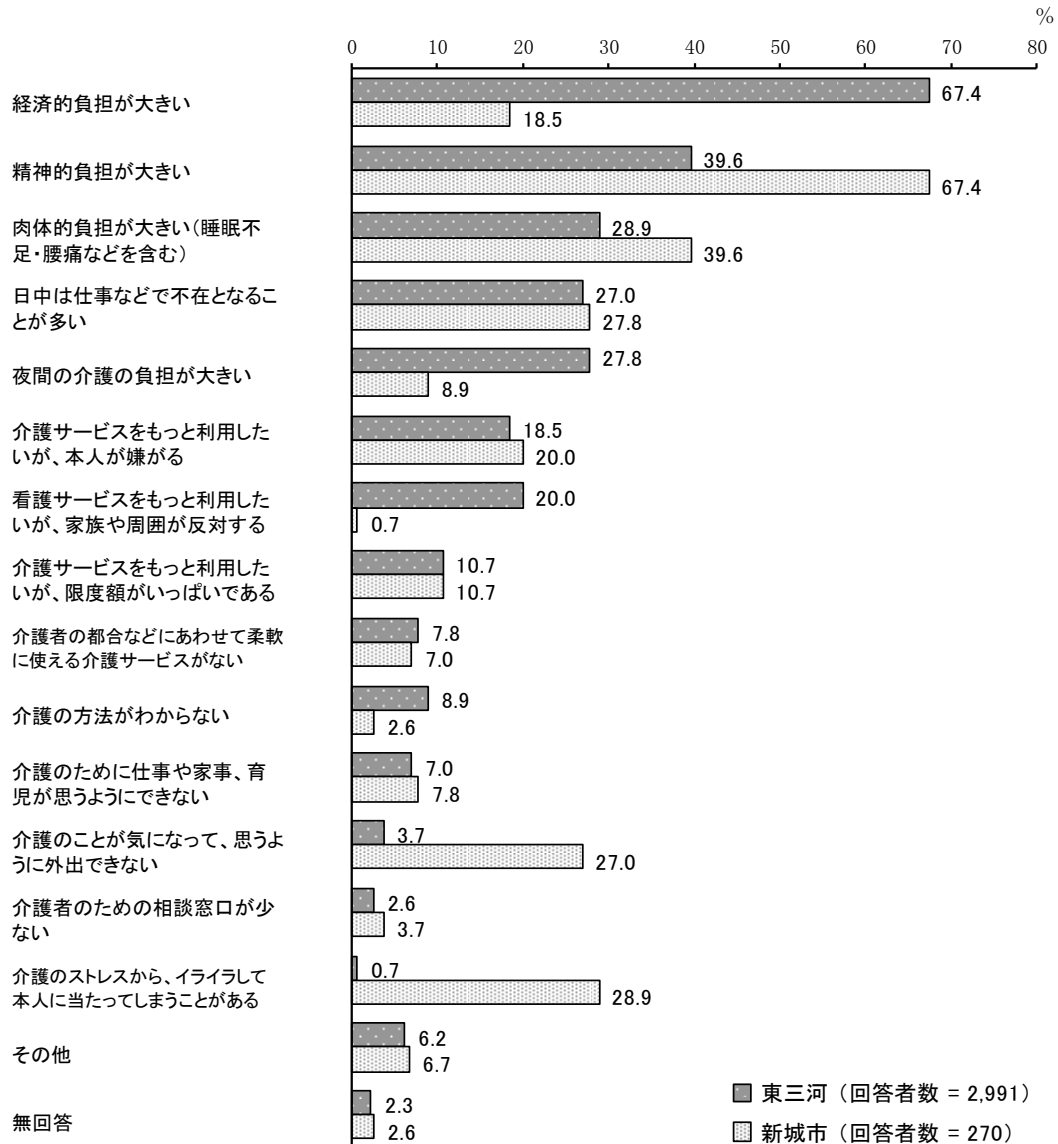
③ 介護を行う上で負担や悩みを感じることの有無

介護者が介護を行う上で負担や悩みを感じることの有無について、「時々、負担や悩みを感じる」の割合が34.9%と最も高く、次いで「常に、負担や悩みを感じる」の割合が22.0%、「特に負担や悩みはない」の割合が19.2%となっています。



④ 介護を行う上での負担や悩みの内容

介護者が介護を行う上での負担や悩みについて、「精神的負担が大きい」の割合が67.4%と最も高く、次いで「肉体的負担が大きい（睡眠不足・腰痛などを含む）」の割合が39.6%、「介護のストレスから、イライラして本人に当たってしまうことがある」の割合が28.9%となっています。



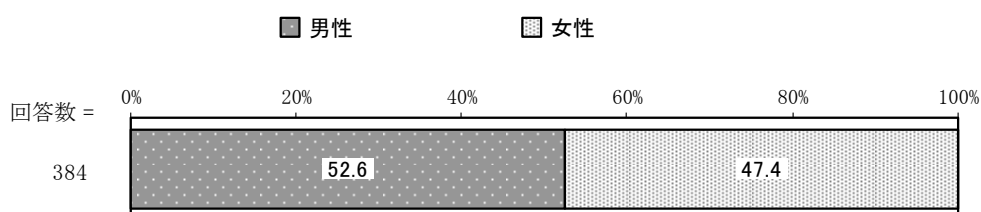
5 高齢者福祉に関するアンケート調査

本調査は、「第8期高齢者福祉計画」策定の基礎資料として、新都市在住の方を無作為抽出して本市で調査を行ったものです。

(1) 回答者の属性について

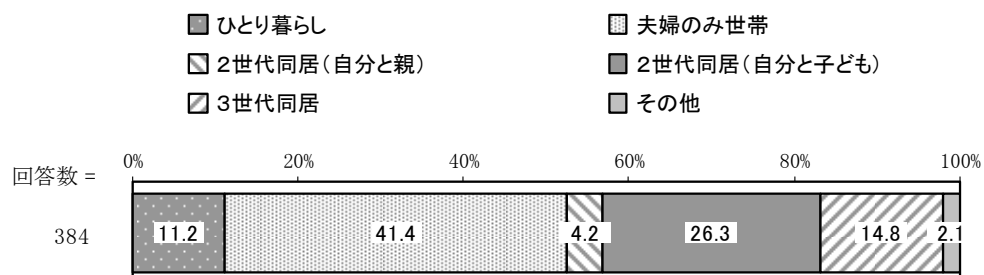
① 性別

「男性」の割合が52.6%、「女性」の割合が47.4%となっています。



② 世帯構成

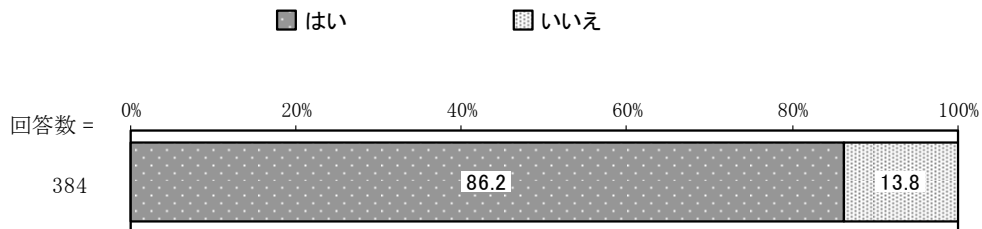
「夫婦のみ世帯」の割合が41.4%と最も高く、次いで「2世代同居（自分と子ども）」の割合が26.3%、「3世代同居」の割合が14.8%となっています。



(2) 介護について

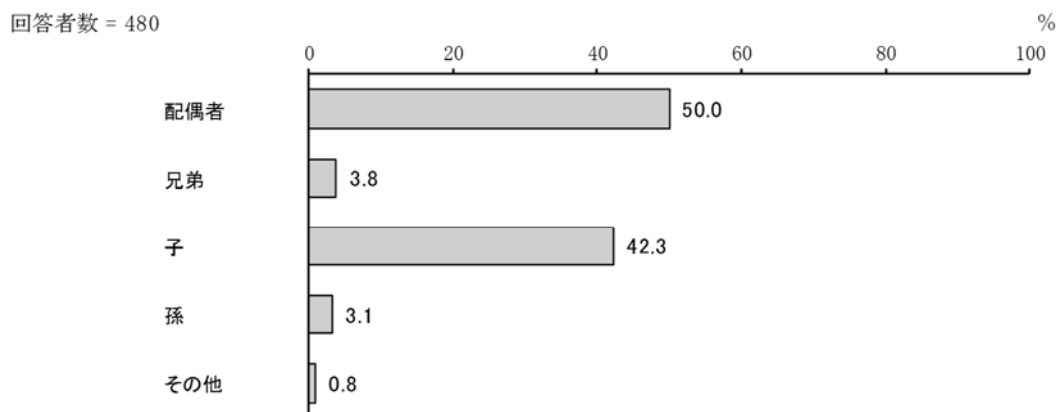
① 介護が必要となったと想定した時、頼れる人がいるか

「はい」の割合が86.2%、「いいえ」の割合が13.8%となっています。



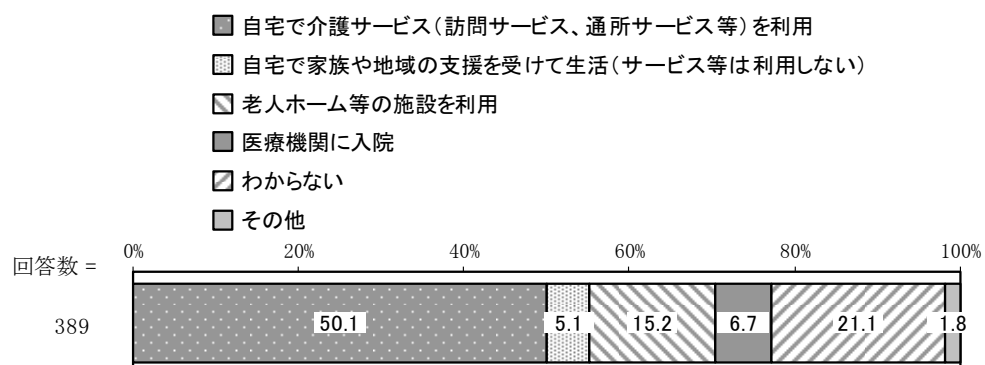
② ①で「はい」と回答した人へ、それは誰ですか

「配偶者」の割合が50.0%と最も高く、次いで「子」の割合が42.3%となっています。



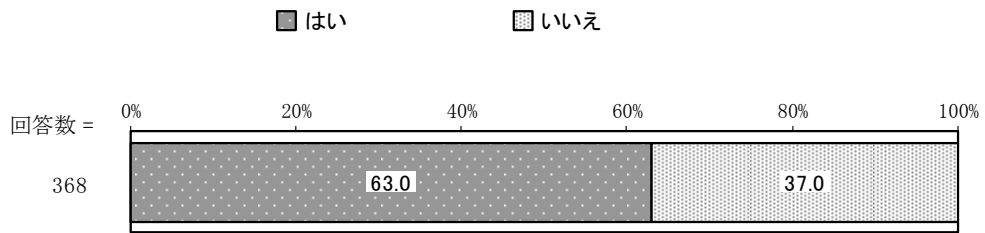
③ 介護が必要になった時に望む生活

「自宅で介護サービス（訪問サービス、通所サービス等）を利用」の割合が50.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が21.1%、「老人ホーム等の施設を利用」の割合が15.2%となっています。



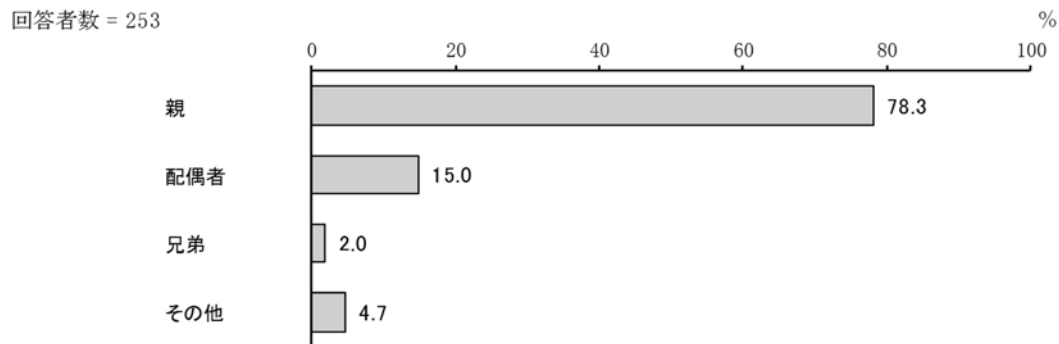
④ これまでに介護の経験があるか

「はい」の割合が63.0%、「いいえ」の割合が37.0%となっています。



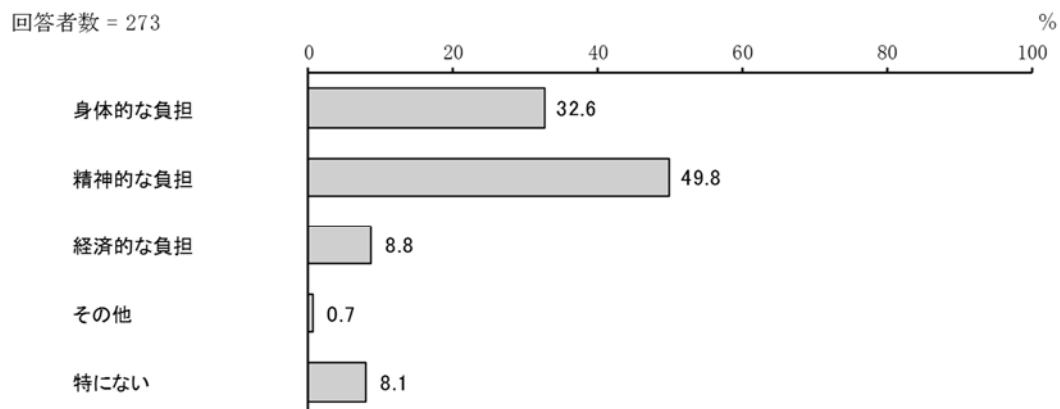
⑤ ④「はい」と回答した人へ、どのような介護をしたか

「親」の割合が78.3%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が15.0%となっています。



⑥ ④「はい」と回答した人へ、介護をする時に最も負担と感じたこと

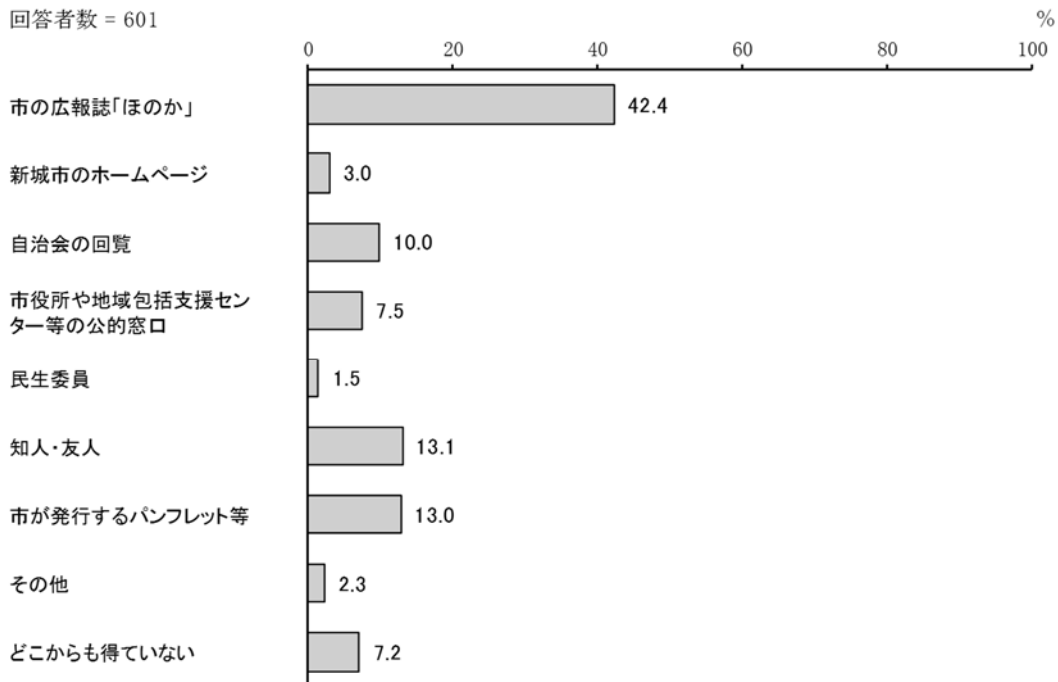
「精神的な負担」の割合が49.8%と最も高く、次いで「身体的な負担」の割合が32.6%となっています。



(3) 介護保険について

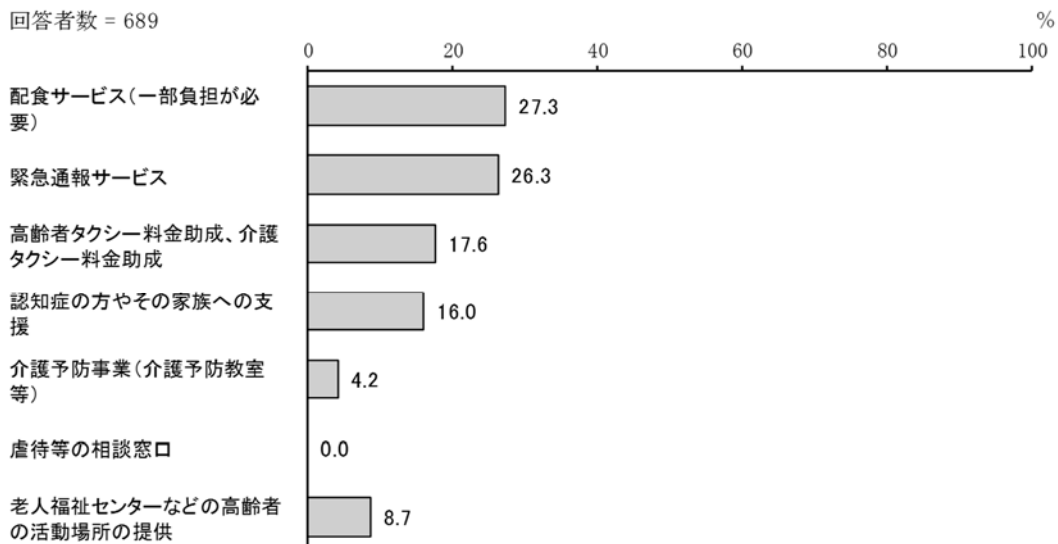
① 新城市の福祉、介護保険などに関する情報の入手先

「市の広報誌「ほのか」」の割合が42.4%と最も高く、次いで「知人・友人」の割合が13.1%、「市が発行するパンフレット等」の割合が13.0%となっています。



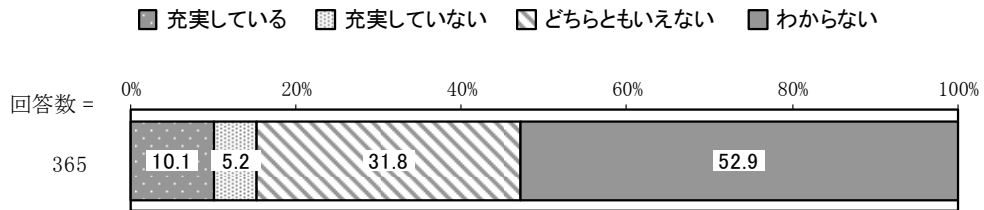
② 重要であると思う新城市の高齢者福祉サービス

「配食サービス（一部負担が必要）」の割合が27.3%と最も高く、次いで「緊急通報サービス」の割合が26.3%、「高齢者タクシー料金助成、介護タクシー料金助成」の割合が17.6%となっています。



③ 新城市の高齢者福祉サービスは充実していると思うか

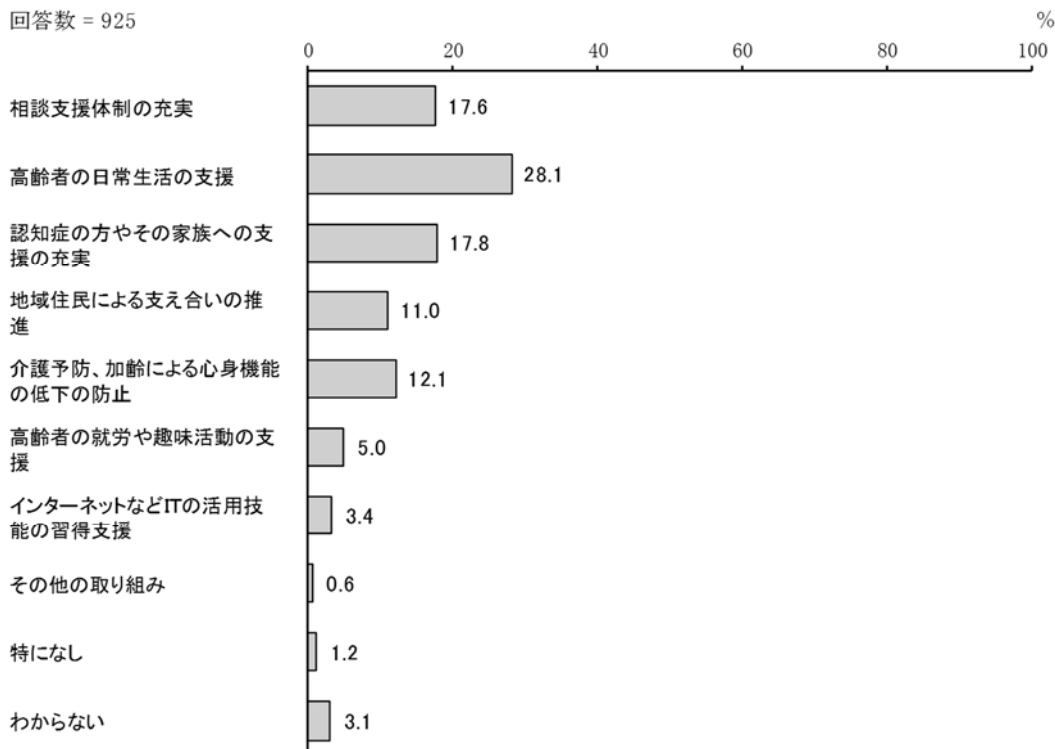
「わからない」の割合が52.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が31.8%、「充実している」の割合が10.1%となっています。



(4) 高齢施策について

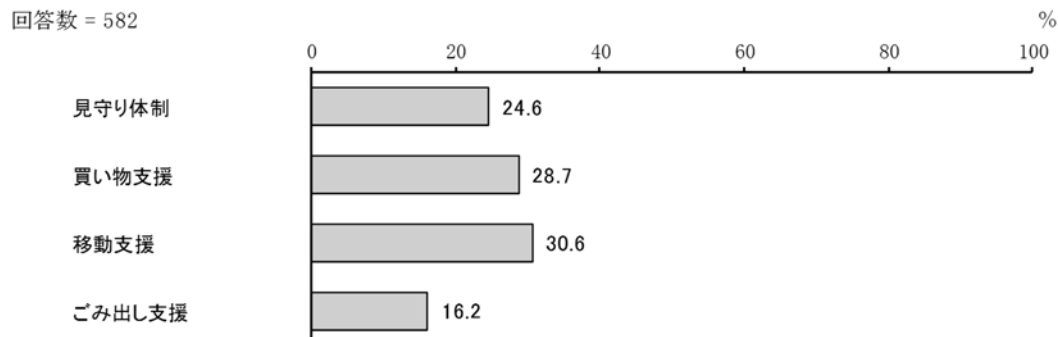
① 新城市の高齢者福祉施策として、今後取り組むべきことは何か

「高齢者の日常生活の支援」の割合が28.1%と最も高く、次いで「認知症の方やその家族への支援の充実」の割合が17.8%、「相談支援体制の充実」の割合が17.6%となっています。



② 「2. 高齢者の日常生活の支援」と答えられた方へ、項目について

「移動支援」の割合が30.6%と最も高く、次いで「買い物支援」の割合が28.7%、「見守り体制」の割合が24.6%となっています。



(5) 自由意見

① 主な意見（50件より抜粋）

- ・公助に頼りすぎでは、税金が際限ない。まずは、自助・互助が基本だと思います。自分の生活設計をしっかりと築く日々の生活を若いころからやっていく自覚が必要だと思います。
- ・「相談支援体制の充実」、「高齢者の日常生活の支援」、「地域住民による支え合いの推進」は高齢者が増える新都市にとって必要な施策、願いです。
- ・できるだけ在宅介護でお願いしたい。
- ・現在実施している高齢者福祉施策を定期的に情報を流してほしい。また、各施策を体験してみたい。
- ・住み慣れた自宅で自分らしく最期を迎えたいと思っています。それには家族の協力は勿論のこと、公的な援助も受けながら安心して暮らせるよう、一層の取り組みをお願いします（在宅医療、介護ケア、メンタルケア他）。過疎化にあっては、これらの連携プレーが必要だと思います。
- ・高齢者の活動する場所が少ないように思われます。もう少し集まって色々交流をしたい。交通手段も少なく、車を運転できるうちはいいが、できなくなった時には出かけられなくなるので、市バスの本数を増やすとか介護タクシーなどで出かけられるとよい。

6 用語解説

【あ行】

【ICT】

情報通信技術のこと。介護の場では、モバイル端末により、いつでもどこでも利用者の情報や画像をスタッフ間で共有できたり、センサーによる見守りや、スタッフの勤務シフトの作成等、業務の効率化が期待される。

【エンディングノート】

病気になった時の延命措置など、人生の終末期に迎える死に備えて、自身の希望や伝えておきたいことを、あらかじめ家族や周りの人へ書き留めておくノート。

【か行】

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

介護保険法第7条第5項に規定された、要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス及び施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

【介護ボランティアポイント】

地域支援事業交付金を活用した厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度のこと。

【基本チェックリスト】

日常生活の状況及び心身の状態に関する質問により、介護が必要な状態かどうかを含めた現在の状態を確認するもの。

【協議体】

定期的な情報共有・連携強化の場。行政機関、コーディネーター、地域の関係者等、意欲ある住民等から構成される。

【軽費老人ホーム（ケアハウス）】

60歳以上（夫婦のどちらかが60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められまたは高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で利用できる施設。

【区域運行】

運行経路や時刻を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行形態のことをいう。運行形態は、区域運行のほかに、路線定期運行（経路、時刻を固定）や路線不定期運行（経路を固定、時刻を固定しない）がある。

【健康づくりリーダー】

健康づくりに理解と関心があり、健康づくりに関する指定の研修を受けて登録された健康づくりのボランティアとして活動している者をいう。

【口腔（機能）】

咀嚼（かみ砕く）・嚥下（飲み込む）・発音など、主に「食べる」「話す」に関わる機能を指す。

【高齢者生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）】

地域のボランティアグループ等が実施する、介護予防につながる「高齢者の通いの場」をいう。

【高齢者生活福祉センター】

通所介護施設（デイサービスセンター）等に居住部門を合わせ整備した小規模多機能型施設。

【高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）】

バリアフリーに対応した公共賃貸住宅に、60歳以上の高齢者を対象に安否の確認や緊急時対応のサービスを行う生活援助員（ライフサポートアドバイザー＝LSA）を配置した住宅のこと。

【高齢者ふれあい相談センター】

高齢者とその家族の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施している窓口。

【国保データベース（KDB）システム】

国保連合会が保険者の委託を受けて行う委託業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

【さ行】**【災害時要援護者】**

高齢者世帯、要介護者、障害がい者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと。

【サービス付き高齢者向け住宅】

平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された登録制度で、高齢者にふさわしい設備や構造を有し、安心できる見守りサービスを確保された賃貸等の住まい。

【事業対象者】

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、介護予防や生活支援が必要な者をいう。

【自立支援活動】

高齢者の自主性を尊重し、自分らしく生活するために受ける日常生活に関わるさまざまな支援を指す。歩行やトイレ介助などの身体的支援に加え、精神的な自立、社会的な自立を支援する行為も含む。

【シルバー人材センター】

一定地域に居住する定年退職者等の高齢者を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的または軽易な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県の指定する公益法人。また、厚生労働大臣に届け出て、無料職業紹介事業や一般労働者派遣事業を行うことができる。

【生活援助員】

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、その者の居住する住宅に併設又は隣・近接するデイサービス運営事業を実施する老人福祉施設等から生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する者をいう。

【生活支援】

身体介護のような直接的な介護ではなく、利用者の意思を尊重し、その生活を支えること。具体的には炊事や洗濯・買い物・ごみ出しなどの日常的な家事、外出、見守り、大掃除などの非日常的な家事や仲間づくりなどの交流などを指す。

【生活支援コーディネーター】

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向け資源（サービス）開発や関係者間のネットワークの構築を行う者をいう。

【生活習慣病】

食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群。「健康日本21」には「がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等」と位置付けられている。

【生産年齢人口】

生産活動の中心にいる人口層。15歳以上65歳未満の人口が該当する。

【成年後見制度】

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度。

【た行】

【団塊の世代】

日本に置いて第一次ベビーブーム（昭和22年～昭和24年）の時期に生まれた世代を指す。高度経済成長やバブル景気を経験し、それまでの世代とは文化的な面や思想的な面で大きく変化したと言われている。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【地域ケア会議】

地域包括支援センター等が主催し、個別ケースの課題から、地域に共通した課題を明確化し、その地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげることを目的としている。医療・介護等の専門職以外に、地域に関わるさまざまな職種の人が参加している。

【地域支援事業】

高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業を行うことをいう。

【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、厚生労働省が構築を目指す介護・医療・福祉の連携の支援体制。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される。この地域包括ケアシステムを推進していくため(1)在宅医療や訪問看護の充実など医療との連携強化、(2)24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の創設による在宅サービスの強化など介護サービスの充実、(3)健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取り組み、(4)見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進、(5)サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の住まいの整備などを行っている。

【地域包括支援センター】

地域住民の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関。また、市町村から介護予防支援事業者としての指定を受け、要支援者に対する「介護予防サービス計画」(ケアプラン)の作成等のケアマネジメントを行う。

原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

【チームオレンジ】

市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者)を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

【超高齢社会】

全人口に対して65歳以上の人口が21%を占める社会のこと。全人口に対して65歳以上の人口が7%を越えると「高齢化社会」、14%を越えると「高齢社会」という。

【デマンド型】

路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。利用者の事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。(【区域運行】はP86【か行】参照)

【特定施設入居者生活介護】

特定施設に入居している要介護者を対象として行われる日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象。特定施設の対象となる施設は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、養護老人ホーム。

【な行】

【南部圏域】

東三河広域連合の構成市町村のうち、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の4市を指す。

【ニーズ】

生活全般の解決すべき課題のこと。

【日常生活圏域】

介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域。当市では中学校区を指す。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続の援助や利用料の支払い等一連の援助を行うもの。

【認知症】

認知症とは、「一旦正常に発達した知的機能が、後天的な脳の器質的な障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活が営めなくなっている状態」と定義されている。

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として設置しているカフェ。認知症の人やその家族、関係者以外でも、誰でも利用できる。

【認知症ケアパス】

認知症の進行状況に合わせ、いつ、どのような医療や介護サービスを受ければよいのか、これらの流れを標準的に示し、認知症の人とその家族に示すことを目的として作成したもの。認知症についての基本的な知識などを掲載している。

【認知症サポーター】

認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う応援者。「認知症の理解」や「認知症サポーターの役割」等について60分～90分の講座を受講し、修了者にはサポーターの証となる「オレンジリング」が交付される。

【認知症初期集中支援チーム】

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

【認知症地域支援推進員】

市町村において、認知症の方とその家族への相談支援や、医療機関・介護サービスとの連携、認知症に関する事業の企画・調整などを行う専門職。

【は行】**【8050世帯】**

80代の親が収入のない50代の子どもの生活を支え、行き詰まってしまっている世帯のことを指す。

【はつらつ世代】

65歳以上の高齢者のうち、健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したいという意思を持たれる方を総称する新都市の造語。（第2次新都市総合計画より）

【バリアフリー】

高齢者、障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もともと住宅建設用語で登場し、段差等障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者等の社会参加を困難としている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう意味でも用いられる。

【病診連携】

より良い医療を提供するために、近隣の診療や病院が役割を分担し、患者を紹介し合う仕組み。

【福祉避難所】

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮が必要な者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

【福祉有償運送】

バスやタクシー事業では十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合において、公共の福祉を確保する観点から市町村やNPO法人等に認められている、ボランティア有償運送のこと。

【ランチ】

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、在宅介護支援センター（ふれあい相談センター）等に、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターにつなぐための窓口として設置するもの。

【フレイル】

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。

【北部圏域】

東三河広域連合の構成市町村のうち、新都市、設楽町、東栄町、豊根村の1市3町村を指す。

【や行】

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無や年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【要援護高齢者】

災害時に一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動を行うことができず、避難生活、生活の再建、復旧活動において他者による援護を必要とする高齢者のこと。

【要介護状態】

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴・排泄・食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる場合であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態の区分のいずれかに該当する状態のこと。

【養護老人ホーム】

65歳以上で、環境上の理由または経済的理由により居宅における生活が困難な方が入所される施設。

【有料老人ホーム】

老人福祉法に基づく施設で、高齢者を入所させ、食事の提供・介護の提供・家事の供与・健康管理の供与のいずれかを実施している施設。サービス付き高齢者向け住宅において、これら4つのサービスのいずれかを提供する住宅も有料老人ホームに該当する。介護保険制度の「特定施設入所者生活介護」を利用できる。

【ら行】

【理学療法（理学療法士）】

厚生労働大臣の免許を受け、理学療法士の名称を用い、身体に障害のある人に対して、医師の指示のもと、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）等を用いた機能回復訓練を行う者をいう。

7 新城市高齢者福祉計画策定の体制

(1) 計画策定の経緯

| 年 月 日 | 実施事項 | 内容 |
|---------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 令和元年8月1日～16日 | 東三河広域連合が高齢者実態把握調査実施 | |
| 令和2年6月2日～22日 | 市内在住の74歳の方に対し高齢者福祉に関するアンケート調査実施 | |
| 令和2年7月27日 | 第1回新城市高齢者福祉計画策定会議 | 計画の概要、課題・計画骨子、今後のスケジュール |
| 令和2年9月15日 | 第2回新城市高齢者福祉計画策定会議 | 施策体系、計画構成案、体系・骨子の検討 |
| 令和2年11月10日 | 第3回新城市高齢者福祉計画策定会議 | 前回会議後の意見、計画素々案、パブリックコメント |
| 令和3年1月12日～ 2月10日 | パブリックコメント実施 | |
| 令和3年2月17日 (書面会議) | 第4回新城市高齢者福祉計画策定会議 | パブリックコメントの結果報告、計画の最終確認 |

(2) 新城市高齢者福祉計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 多様な意見を反映した老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく新城市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、新城市高齢者福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関する事項について検討する。

(組織)

第3条 策定会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係団体を代表する者
- (2) 医療介護関係団体を代表する者
- (3) 市民又は市民団体を代表する者
- (4) 関係行政機関を代表する者
- (5) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から計画を策定する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 会長は、策定会議を招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調整会議)

第7条 計画の策定に関する必要な事項の調整、調査等を行うため、策定会議に調整会議を置くことができる。

2 調整会議は、計画の策定に関係のある部署の職員で構成する。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 3月 5日から施行する。

(3) 新城市高齢者福祉計画策定会議委員名簿

(敬省略)

| 役職 | 代表区分 | 氏名 |
|-----|-----------------------|--------|
| 会長 | 社会福祉法人新城市社会福祉協議会 | 前澤 このみ |
| 副会長 | 新城市民生委員児童委員協議会 | 村川 賢一 |
| 委員 | 一般社団法人新城市医師会 | 原田 直太郎 |
| 委員 | 新城歯科医師会 | 大橋 憲司 |
| 委員 | 新城薬剤師会 | 菅谷 彰尋 |
| 委員 | 介護サービス事業者（施設サービス） | 天野 知徳 |
| 委員 | 介護サービス事業者（居宅介護支援事業所） | 林 朝子 |
| 委員 | 介護サービス事業者（居宅サービス） | 澁谷 浩二 |
| 委員 | 新城市代表区長会 | 鈴木 裕滋 |
| 委員 | 新城市老人クラブ連合会 第1号被保険者代表 | 加藤 芳美 |
| 委員 | ボランティア団体 | 岡田 節枝 |
| 委員 | 愛知県新城設楽福祉相談センター | 長坂 嘉彦 |

第8期 新城市高齢者福祉計画

令和3年3月

発行：新城市 健康福祉部 高齢者支援課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話：0536-23-7688

FAX：0536-23-7699

